

第2章 震災予防計画

第1節 方針

《危機管理室》

第1 想定する地震及び事業推進

1 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえた対応

第1章第3節では、想定地震として「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震」、「五日市断層帯（五日市断層）による地震」、「五日市断層帯（己斐～広島西縁断層帯）による地震」、「岩国断層帯による地震」及び「安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）による地震」の6つを掲げている。

平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災以降、これまで想定されていなかった活断層等によって新潟県中越地震（平成16年（2004年）10月23日）、新潟県中越沖地震（平成19年（2007年）7月16日）、岩手・宮城内陸地震（平成20年（2008年）6月14日）など、震度6弱以上を記録する大規模地震が相次いで発生しており、いつでも、どこでも地震に遭う可能性がある。

さらに、南海トラフ地震にあっては、その発生が極めて切迫している状況と言われている。

このことから、本市としては最悪の事態を想定する必要があるため、「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ、本市に大きな被害が及ぶ可能性のある6つの想定地震（①南海トラフ巨大地震、②安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、③五日市断層帯（五日市断層）による地震、④五日市断層帯（己斐～広島西縁断層帯）による地震、⑤岩国断層帯による地震、⑥安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）による地震）により、小学校区ごとに被害が最も大きくなるものを想定した予防計画を取りまとめる。

なお、具体的な事業については、県が策定した「第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）」等に基づき、計画的に推進するものとする。

2 東日本大震災を踏まえた対応

平成23年（2011年）3月11日に、岩手県沖から茨城県沖までを震源域としたマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、これまで国が個別の震源として想定していた地震が連動したことから、想定を上回る巨大地震となり、広域にわたり甚大な被害をもたらした。

このため、本市は、国が行う検証作業や広島県が取りまとめた地震被害想定（「広島県地震被害想定調査報告書 平成25年10月」）等の内容を踏まえて本市における地震被害想定を見直し、平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表した。

本市は、「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ、本市が大規模な被害を受けた場合の、他の自治体からの受援計画や、国など関係機関との連携方法、災害情報の収集・伝達方法などについて、防災上の業務継続計画の策定に取り組むものとする。

第2 市民と行政が一体となった取組

災害に強いまちづくりは、行政機関・公的機関の責務として取り組まなければならないものであるが、自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、防災の主体は市民自身である、という市民の自覚があってこそ実現できるものである。

したがって、「災害に強いまちづくり」のアプローチとして、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を前提にするものである。

1 防災まちづくり

「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」を「防災まちづくり」と定義し、すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島の創造をその目標とする。

2 市民と行政の役割分担

震災予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列的な局面ごとに整理した場合、次のとおりとなる。【風水害時等を含む。】

(1) 地震による被害を出さないために

区 分	市 民	広 島 市
個別建築物等の整備	○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転	○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○民間建築物耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度の実施 ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	○防災まちづくり事業への取組	○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導

(2) 地震による被害を軽減するために～人命救助・救護

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○救急セット（包帯・三角巾・消毒薬等）の整備	○救助隊・救急隊の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用救助資機材の配備
訓練等の実施	○救助資機材を用いた救助訓練の実施 ○応急手当訓練の実施	○救助訓練に対する助言・指導 ○応急手当講習の開催
協力体制の整備	○近隣の要配慮者の把握	○他の地方公共団体等との応援協定の締結 ○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備
その他		○災害情報の収集・分析・連絡体制の整備 ○被災建築物応急危険度判定士の育成 ○専門家等との連携体制の確保

(3) 地震による被害を軽減するために～消火活動

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○消火器の整備 ○バケツ等の共同整備 ○自衛消防隊の編成・資機材の整備	○消防力の整備 ○消防水利の多様化
訓練等の実施	○消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施 ○自衛消防隊の消火訓練の実施	○消火訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結	○他の消防本部等との応援協定の締結

(4) 安全に避難するために

区 分	市 民	広 島 市
資機材等の整備	○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備	
訓練等の実施	○避難誘導訓練の実施 ○避難場所等・避難経路等の確認	○避難誘導訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結 ○近隣の要配慮者の把握 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
そ の 他	○家族等との緊急時連絡方法等の確認	○災害情報の提供体制の整備 ○避難場所等・避難路の整備 ○市民の防災意識の啓発

(5) 避難所での円滑な生活を過ごすために

区 分	市 民	広 島 市
市街地等の整備		○輸送拠点の整備 ○緊急輸送道路の整備
資機材等の整備	○食料・飲料水、衣類等の非常持ち出しの準備	○食料・生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○ごみ処理体制・し尿処理体制の整備 ○保健衛生体制の整備 ○被災者の心身の健康保持体制の整備
訓練等の実施	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練の実施	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○指定避難所運営マニュアルの整備 ○災害ボランティア活動への参加	○指定避難所運営マニュアルの整備に対する助言・指導 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備

(6) 正常な市民生活の回復のために

区 分	市 民	広 島 市
ライフラインの復旧		○ライフライン復旧体制の整備
応急仮設住宅の設置		○応急仮設住宅の設置場所の適地選定
生活の援護	○現金・貯金通帳・印鑑・保険証等の非常持ち出し品の準備、保険・共済への加入	○罹災証明書の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護施策の実施
被災地域の復旧・復興	○被災地域の復旧・復興事業への協力及び被災建築物等の再建	○被災した公共施設の早期復旧 ○被災地域の復旧・復興事業の実施

【地震に強い都市構造の形成に関する計画】

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれて、地震災害の危険要因が増大し、多種多様な災害の発生が懸念される。

本市においては、都心部では雑居ビルや高層ビル等が相次いで建設され、また、周辺地域では宅地造成等による新しい市街地の形成が行われており、大規模地震が発生した場合、建築物の倒壊、火災の同時多発、宅地造成地の崩壊、ライフライン施設等の寸断など大災害の発生が予想される。

こうしたことから、災害の未然防止と都市の安全性の向上を目的とした都市の整備は重要な課題であるといえる。

そこで、本市では、地震に強い都市構造を形成するため、土地利用の合理的な規制・誘導、計画的な市街地の整備を進め、避難路・避難場所等の整備、ライフライン施設の機能確保等本市の防災力の向上に資する施設の整備を積極的に推進する。

第2節 土地利用の合理的な規制・誘導

道路・公園等の防災空間の効率的な配置、市街地の面的不燃化の促進など、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

第1 合理的な土地利用の推進

《都市整備局都市計画課・宅地開発指導課・都市機能調整部》

本市の市域は、中国山地を背にし、瀬戸内海に面している。

平地部は、太田川の河口に形成された三角州（デルタ）を中心とし、北部に向かって、太田川沿いに細長く開けている。一方、市域面積の約3分の2に当たる部分は、比較的急峻で、崩壊しやすい風化花崗岩質の山地部で占められている。

このような都市的利用可能地（平坦地）が狭あいであるという地形的制約は、デルタを中心とする既成市街地の密集化と周辺部へのスプロール化を進行させた。

これらの経緯及び状況を踏まえ、都市の防災性の向上を図り、機能的な都市活動及び安全で快適な市民生活の確保を実現するためには、以下の事項に配慮しながら、合理的な土地利用を推進していくことが重要である。

- 1 無秩序な市街化を防止し、計画的かつ健全な市街地形成が行われるよう、市街化区域及び市街化調整区域の適正な指定を行うとともに、開発許可制度等の適切な運用により、良好な市街地整備の誘導を図る。
- 2 市街化区域については、都市基盤施設の整備及び維持管理の効率化を推進するとともに、市街地形成の現況及び動向を踏まえ、用途地域の適切な指定を行い、建築活動を適正に規制・誘導することによって、健全な市街地形成を図る。
- 3 既成市街地における木造老朽家屋の密集地区など、都市機能や居住環境上等の問題に併せて、防災上の問題を抱える地区については、民間活力を適切に誘導しつつ再開発を推進する。
- 4 建築物の密集化が著しいデルタ地域をはじめとする既成市街地においては、地震発生時に同時多発する火災の延焼拡大が予想され、また、丘陵部の住宅団地等においても、交通の途絶等による孤立化が考えられる。

このため、道路・公園等の防災空間の効率的な配置及び整備を推進するとともに、市街地の面的不燃化を促進するため、防火地域・準防火地域の適正な指定を行う。

第2 建築物の不燃化の促進

《都市整備局都市計画課、消防局指導課》

本市の既成市街地では、近年、土地の高度利用に伴う高密化の進展とともに、建造物の複雑化や石油・ガスといった危険物数量の増加など、災害発生の要因と危険性が著しく増大し、かつ、多様化する状況にあり、地震時に同時多発する火災の延焼拡大が危惧されている。

都市計画における「防火地域」及び「準防火地域」は、建築物の構造を規制することによって、市街地の不燃化を促進し、火災の延焼危険を防除するために定めるものであり、次の考え方にに基づき、その積極的な活用を図り、「火災に強いまちづくり」を推進する。

- 1 「防火地域」の指定は、不特定多数の人々が集中する商業業務地や官公庁などの中枢管理施設が集中する地区、避難場所の周辺地区及び避難路としての機能を有する広幅員道路の沿道地区を対象として、耐火建築物が占める割合や火災発生の際の延焼拡大の危険性などの要素を勘案したうえで行う。
- 2 「準防火地域」の指定は、不特定多数の人々が集まる商業地や近隣商業地及び建物の密集化が著しいデルタ地域内で火災発生の際の延焼拡大の危険性が高い地区など

を対象として行う。

《面的な不燃化を促進する地区》

区名	番号	地区名	面積 (ha)	備考 (区域内の主要施設等)
中区	1	都心地区	約 319	市役所、中区役所、県庁、広島合同庁舎、バスセンター、大規模施設群
	2	都心地区(中島・住吉周辺)	約 27	アステールプラザ、広島市文化交流会館
	3	都心地区(十日市・舟入周辺)	約 107	事務所ビル等
東区・南区	4	広島駅周辺地区	約 95	J R 広島駅、東区役所、大規模商業施設
南区	5	南区役所周辺・京橋・段原地区	約 73	南区役所、事務所ビル等
	6	宇品地区	約 49	広島港旅客ターミナル
西区	7	横川駅周辺・西区役所周辺・中広・観音地区	約 114	J R 横川駅、西区役所
	8	西広島駅周辺地区	約 15	J R 西広島駅
	9	井口明神・草津新町・商工センター地区	約 5	広島サンプラザ、大規模商業施設
安佐南区	10	緑井駅周辺地区	約 4	J R 緑井駅
	11	安佐南区役所周辺地区	約 14	安佐南区役所
	12	西風新都中央線沿道地区	約 52	事務所ビル等
安佐北区	13	安佐北区役所周辺地区	約 32	安佐北区役所、可部合同庁舎
安芸区	14	安芸区役所周辺地区	約 16	安芸区役所
佐伯区	15	五日市地区	約 50	J R 五日市駅、佐伯区役所

第3 開発計画の規制・誘導

《都市整備局都市計画課・西風新都整備部・宅地開発指導課》

都市周辺部における無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備を促進することが必要である。

このため、開発行為の許可に当たっては、開発申請者に対し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や広島市宅地開発指導要綱等に基づき、生活環境の悪化、崖崩れ、溢水等の災害を防止するために適切な措置を講じさせるとともに、一定水準の道路・公園等の公共施設等の設置を義務付け、かつ、当該造成工事による災害の発生を未然に防止するために必要な条件を付すものとする。

また、市街化調整区域における開発については、地区計画制度により、開発目的に沿った用途の誘導を行うとともに、周辺の土地利用状況に応じた計画的な土地利用を推進する。

第3節 市街地の整備

第1 新市街地及び市街化進行地域の整備

《都市整備局公園整備課、道路交通局道路課》

新市街地や市街化進行地域のうち、山麓部では既存集落を避けながら大規模な開発が行われており、また、平地部では農地が小規模な開発により宅地化され、スプロールの市街化が進行している。

市街化進行地域での開発は、道路・公園・下水道といった都市基盤施設の整備計画と十分な調整が図られていないなど、良好な市街地を形成しているとは言い難く、防災面からの問題を抱えた地区もある。

このため、スプロール的な市街化が進行している地区、市街化があまり進行していない地区、相当の宅地化が進み面的整備の実施が困難な地区などは、各々の地区の状況に応じた手法で、道路・公園等を適切に配置し、避難場所の確保及び建て詰まりの解消等を図る。

新市街地については、その地域特性を最大限に活用し、隣接未整備市街地等との一体的な公共公益施設の整備を行うことにより、良好な市街地形成を促進する。

第2 既成市街地の整備

《都市整備局都市機能調整部・都市計画課・青崎地区区画整理事務所、西広島駅北口地区区画整理事務所、道路交通局街路課》

一方、既成市街地においては、都市機能上、居住環境上及び防災上からも、早急に改善を必要とする地区が数多く存在する。このため、それぞれの地区の現況及び特性に応じ、「市街地の整備」を促進し、良好な市街地の形成を図る。

向洋駅周辺青崎地区及び西広島駅北口地区については、土地区画整理事業及び公共下水道事業を推進することにより、都市基盤及び居住環境の一体的な整備を図る。

既成市街地の周辺部に広範に広がる都市基盤施設の未整備な地区については、土地区画整理事業等既存事業手法あるいは地区計画制度等規制誘導方策を適所に活用し、都市基盤施設の改善に努める。また、特に国道2号以南に多く存在する木造老朽住宅の密集地区については、老朽住宅の建替えを促進し、住宅の共同化・不燃化及び公共施設の整備による住環境全体の改善を図る。

第4節 道路・公園緑地・河川等の公共施設の整備

地震による道路・河川等の公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策等に大きな障害となり、市民の社会・経済活動上計り知れない影響を及ぼすことが想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前に予防措置を講じることの方がより重要かつ有効である。

このため、これら公共施設の耐震性の強化など被害を最小限にとどめるよう諸施策を展開する。

第1 道路・橋梁

《道路交通局道路課・東部地区連続立体交差整備事務所・街路課・交通施設整備部》

道路は、市民生活を支える基本的な都市施設であり、交通機能のほか、空間機能、都市形成機能といった多くの機能を有しており、快適な生活環境や都市基盤の整備を図るうえで重要な役割を担っている。

特にこの空間機能は、地震災害時における火災の延焼防止、避難路確保といった都市防災の役目を果たしている。

このため、地震災害時において、その機能が失われることなく十分発揮できるように広域的な主要幹線道路、地方公共団体の庁舎所在地や救援物資等の輸送拠点等を相互に連絡する道路等の緊急輸送道路については、路面下の空洞化及び路体の緩みの調査並びにトンネル点検を行い、異常が発見された場合には早急に対策を講じる。他の道路についても、順次点検を行う。

既設の橋梁については、昭和55年以前の道路橋示方書により設計した橋長15メートル以上の橋梁で、緊急輸送道路上の橋梁、国土交通省が規定する優先整備路線上の橋梁及び単柱を有する跨線橋・跨道橋について、順次耐震対策工事を行う。他の既設の橋梁についても、基準の見直しを受け緊急度の高いものから適切な対策を講じる。

また、アストラムラインのインフラ施設（高架橋）について、落橋防止システムを設置するなどの耐震化を進める。

都市計画道路については、特に都市防災上、①避難場所への安全な移動のための避難路、②消火・救護のための通行路としての機能等を有する重要な道路であることから、これらに十分配慮して整備を行う。

第2 河川

《下水道局河川防災課》

宅地開発及び市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、豪雨時の浸水被害を防止するための河川改修については、今後とも、国、県及び本市が連携を図りながら、河川構造物等の耐震化を含めて、河川整備を推進する。

また、河川水・海水を緊急時の消火用水や生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

1 一級河川・二級河川の整備

市内を流下する一級河川・二級河川については、これを管理する国土交通省、県に

河川整備の促進を要望している。また、県が管理する河川のうち比較的小規模で早期改修の必要性の高い河川については、都市基盤河川改修事業として、県に代わって改修工事を行い、河川整備の促進を図る。

2 準用河川・普通河川等の整備

本市が管理する準用河川・普通河川については、緊急度の高いものから整備を推進するとともに、既設の河川等についても機能維持に努める。

第3 海岸保全施設

《国土交通省広島港湾・空港整備事務所、県港湾漁港整備課》

海岸保全施設整備については、これまでの県施行事業に加え、平成17年度からは国直轄事業（国土交通省）の導入により、未整備区間や老朽化し天端高不足の護岸について所要の天端高を確保するよう緊急度を考慮しながら整備を促進する。

また、地震による液状化への対応や、堤防決壊による二次災害を防止するため、ゼロメートル地帯等を中心とした海岸の堤防について、堤防強化による耐震性向上対策を実施する。

第4 公園緑地

《都市整備局公園整備課》

公園・緑地は、地震災害時において、避難場所、避難路、あるいは火災の延焼防止のための空間地として重要な役割を担っている。

すなわち、都市基幹公園等は指定緊急避難場所（大火）、緑道や河岸緑地は避難路あるいは火災の延焼を防止する空間地として機能し、応急救助活動の拠点となるなど、防災性に優れた施設である。

このため、引き続き、整備を推進するとともに、保全に努め、都市の防災機能の強化を図る。

第5 農道・水路・ため池等農林業用施設

《経済観光局農林整備課》

地震時における水路・ため池等の農業用施設の被害は、施設そのものの損壊にとどまらず、周辺地域への洪水、土石流の流下被害等をもたらす二次災害の要因となることから、農業用施設の被害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、その整備を積極的に推進する。特に、ため池については、老朽化による決壊を防止するため、改修を推進するとともに、その巡回・点検に努める。

また、農林道についても、地震時において防災機能が十分に発揮できるよう整備を推進する。

第5節 地盤災害による被災の防止

地震による地盤の液状化や崖崩れ等は、被害の拡大や二次災害を発生させるおそれがあることから、これらを防止するための対策を講じる。

また、そのために地盤地質情報（ボーリング柱状図、土質データ）等を集約し、庁内向けGISによりこれを一元的に管理することによって、液状化対策、崖崩れ等による建築物等の被災防止対策などに有効活用する。

第1 液状化対策

《防災関係部局》

地震による地盤の液状化現象に伴う被害は、昭和39年の新潟地震以来クローズアップされてきた。

本市においては、多くの都市機能が集中している太田川等のデルタ地帯や臨海部は、地震時に液状化の危険性が高いとされている。

このため、国土交通省が、東日本大震災における各社会基盤施設等の液状化の被害

実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各分野に共通する技術的事項の検討を進め、液状化対策の検討につなげる目的で設置した「液状化対策技術検討会議」の検討成果や、「平成 25 年度広島市地震被害想定」を踏まえ、次の事項について研究・検討等を行っていくものとする。

- 1 液状化の危険性のある地域内の既存土木構造物については、老朽化、塩害、疲労等が想定されるものの実態を調査し、耐震補強を検討する。また、新設の土木構造物の設計については、液状化対策を検討する。
- 2 液状化の危険性の特に高い地域を表す液状化危険度分布図等をホームページなどにより引き続き情報提供し、市民の意識啓発を図り、安全対策上の検討を促す。
- 3 地下埋設物については、復旧対策が重点となるが、重要な幹線で復旧困難が予想される箇所については、地盤の改良、杭基礎、埋設物の構造等可能な対策を検討する。
- 4 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっても関係機関と十分な連絡・調整を図りながら対応する。
- 5 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図る。

第2 地震に伴うがけ崩れ等による建築物等の被災防止対策

- 1 山地災害危険地区《経済観光局農林整備課》
本市における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば、3,760 地区となっている。
こうした状況を踏まえ、県に対し、治山事業等の推進を働きかけるとともに、今後、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。
- 2 土砂災害警戒区域（急傾斜）《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》
市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば 5,074 か所（令和 6 年 9 月 26 日時点）となっている。
こうした状況を踏まえ、事業規模に応じて県・市が役割分担して対策事業を積極的に推進する。
また、個人による急傾斜地の対策工事を支援するため、一定の要件を満たす所有者等が実施する対策工事費に対して補助金を支給する。
さらには、毎年 6 月のがけ崩れ防災週間及び土砂災害防止月間には、県と本市で合同パトロール及び広報活動を実施する。
関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及びわがまち防災マップの作成等を行うなど避難体制の整備を推進する。
- 3 土砂災害警戒区域（土石流）《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》
市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば、2,776 か所（令和 6 年 9 月 26 日時点）となっている。
こうした状況を踏まえ、国・県に対し、砂防事業の促進を働きかけるとともに、関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及びわがまち防災マップの作成等を行うなど避難体制の整備を推進する。
- 4 土砂災害警戒区域（地すべり）《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》
市域における土砂災害警戒区域（地すべり）は、県の調査結果によれば、5 か所となっている。
こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の促進を働きかけるとともに、関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及びわがまち防災マップの作成等を行うなど避難体制の整備を推進する。
- 5 交通危険箇所《道路交通局道路課》
道路に隣接する急傾斜法面で崩壊の危険があると思われる箇所については、災害時の道路機能の確保を図るため、特に緊急性の高いものから整備しており、今後も、この方針のもとに整備を行う。
- 6 大規模盛土造成地《都市整備局宅地開発指導課》
本市には、これまでの調査により 333 か所の大規模盛土造成地が存在することを確認しており、市民の防災意識の向上を図るため、その結果をマップとして公表してい

る。今後は、地震に伴う崩壊の危険性の有無を調査するなど、大規模盛土造成地の耐震対策に取り組む。

第6節 ライフライン施設等の整備

上水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保のほか、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

また、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図るとともに、市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行うため、広島市ライフライン連絡調整会議を設置する。

第1 上水道施設の整備

近年の市民生活及び都市機能は、水の常時供給を前提に成り立っており、震災時においても、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り生活用水を確保する必要がある。

このため、水道施設の耐震化とバックアップ機能の強化、さらには応急給水・応急復旧等の応急対策のシステム化を図るとともに、機動的な水道システムの構築に努める。

なお、これらの実施に当たっては、水道施設の耐震調査及び被害想定に基づき、整備・拡充を図る。

1 ライフラインの確保

水道施設については、平常時はもとより災害時においても必要な機能が発揮できるよう、点検・補修を適切に実施するとともに、更新・改良と耐震化を計画的に推進する。

(1) 配水池等の耐震化《水道局計画課》

災害時においても安定給水を確保するため、重要度の高い基幹施設から、耐震診断を実施したうえで、耐震性が不足している施設について、順次、耐震補強工事を実施する。

(2) 取水・浄水・配水施設の設備機器等の整備《水道局設備課》

ア 電気・機械設備及び建築物の整備

老朽化した取水・浄水・配水施設の電気・機械設備の改良・更新を行い、機能の向上・充実を図るとともに、取水・浄水施設の建築物の耐震化を図り、水道施設の安全・安定・信頼性を確保する。

イ 非常用電源の確保

停電時において、遠隔地にある配水池の水位の状況等を把握するため無停電電源装置を整備するとともに、必要な設備機器を運転するため自家発電設備を整備し、非常時の電源を確保する。

(3) 管路の耐震化

ア 耐震管の整備《水道局計画課》

管路の新設・更新においては、全て耐震管を使用し、漏水事故等の未然防止と併せて震災対策の強化を図る。また、震災時に災害対応の中核となる災害拠点病院・指定避難所・市役所等の重要給水施設への供給ルートとなる管路については、優先的に耐震化を進める。

イ バックアップ施設の整備《水道局計画課》

配水幹線をループ化（環状化）することにより、震災時においても給水可能となるよう、相互連絡管等を計画的に整備する。

(4) 配水施設の機能向上《水道局維持課》

災害時における安定給水の向上を図るため、配水管路の整備による管網の形成を進めるとともに、流量・水圧計を設置し、配水監視体制の充実を図る。

(5) 給水装置の耐震化《水道局給水課》

地盤変動に柔軟に対応できるように、配水管からの分岐部分については可とう式サドル付分水栓及び耐震型不断水用 T 字管を、給水管についてはポリエチレン管及

び耐震継手の鋳鉄管をそれぞれ採用することで、給水装置の耐震化の拡大を図っている。

(6) 水道施設情報管理システムの充実《水道局維持課》

平成7年10月に図面管理を中心とした水道施設情報管理システムの運用を開始している。

今後は、応急対策の迅速化に資するため、非常時の断水予測や統計・集計機能、シミュレーション機能等を付加し、システムの充実を図る。

(7) 保守点検の強化《水道局維持課・設備課》

法で定める保守点検のほか、局が定める管理指針等に基づき保守点検及び日常の施設パトロールを強化し、安全性の確保に努める。

2 飲料水の確保

水道施設が被災した直後においても飲料水を届けられるよう、次のとおり対処する。

(1) 配水池容量の増強《水道局計画課》

配水池の貯留時間を確保するため、配水施設整備事業等により、容量を14時間分に計画的に増強しており、今後とも配水池容量の増強を図る。

(2) 配水池等への緊急遮断弁の設置《水道局計画課・設備課》

災害時給水拠点となる容量の大きい配水池19池に緊急遮断弁を設置する。

◆緊急遮断弁設置計画の主要配水池等

【東 区】	馬木調整池	1 池
【南 区】	黄金山配水池、似島調整池	2 池
【西 区】	己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池	3 池
【安佐南区】	高取第一調整池、沼田調整池、沼田調整池（増設）、別所調整池	4 池
【安佐北区】	亀山調整池、桐陽台第二調整池	2 池
【安 芸 区】	瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池	3 池
【佐 伯 区】	坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池	3 池
【安芸郡府中町】	〔府中配水池〕	1 池

（注）[]内は今後設置予定のもの

3 応急用資機材の確保〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕《水道局維持課》

応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、応急用資機材の確保及び整備に努める。

(1) 現在、主要資機材については、突発事故の復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しているが、災害時には貯蔵している支給材料の活用を含め、応急復旧体制の整備を図る。

(2) 仮設給水栓、給水タンク、給水用ポリ袋、仮設水槽などを確保し、応急給水体制の整備を図る。

4 応援体制の確立《水道局企画総務課》

現在、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書、東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱、日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱及び広島市指定上下水道工事事業協同組合との応援協定の締結により、市内外からの応援体制は確立されている。

今後は、初動体制の強化と応援体制の組織化等について検討し、応援体制のシステム化を図る。

5 上下水道の連携《水道局計画課》

上下水道耐震化計画に基づき、水道施設の急所施設（※1）や重要施設（※2）に接続する管路の耐震化を推進する。

※1 取水施設、浄水施設、配水池など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内における災害拠点病院、指定避難所、市役所等

第2 下水道施設の整備

下水道施設等の被害を最小限にとどめ、その機能の保持を図るため、計画的な点検及び必要に応じた耐震調査を実施し、施設の補修や補強等必要な整備を進めるほか、広島県津波浸水想定図に基づき、施設の耐浪性の確保を図ることにより、地震・津波

に強いシステムづくりに努める。

1 管路施設《下水道局管路課》

(1) 管路施設については、点検による損傷箇所等の早期発見とその補強に重点をおいて対処する。特に被害が予想される軟弱地盤箇所や地盤急変箇所及び構造物との接合部分については、老朽化の著しいものから補強・布設替えを行う。

(2) 避難所におけるトイレ機能確保のため、仮設トイレのし尿を直接公共下水道に排除する公共下水道接続型仮設トイレ受入施設の整備を行う。

2 ポンプ場及び水資源再生センター《下水道局維持課・各水資源再生センター》

施設や設備に応じて、日常点検及び定期点検を計画的に行い、損傷箇所等の補修、補強を行うとともに、震災時に適切な対応ができるよう動線の整備を図る。

(1) ポンプ場及び水資源再生センターの構造物については、不等沈下、ひび割れ、漏水、劣化及び浸水の可能性のある場所等の点検を行い、必要な補強・補修を行う。

(2) 構造物と機械及び電気設備の接合部は、滑動、転倒、落下等を防止するため、基礎や固定金具等の点検と整備に努める。

(3) 自家発電設備及び緊急用ゲートは定期的に保守運転を行うとともに、常に稼働できるように手動運転操作の習熟に努める。

(4) 危険物及び有害物については、保管・貯蔵方法等の点検・整理を行うとともに、配管や器具についても点検・整備を行い、二次災害の防止に努める。

3 下水道BCP※の策定による災害復旧の迅速化《下水道局計画調整課》

下水道施設が被災した場合に、下水道施設が速やかに復旧できるよう、下水道BCPを策定している。今後は、突発的に発生する災害に対して迅速に災害復旧ができるよう、下水道BCPに基づく災害訓練を繰り返し、必要に応じて、下水道BCPの見直しと改善を実施する。

※BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

4 応援体制《下水道局管理課・管路課・計画調整課》

下水道に関する他都市等との応援体制について、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めている。

また、日本下水道事業団他4団体と災害時の応援体制について、「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結している。

下水道施設が大規模に被災した場合は、他都市及び民間協力団体等へ、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。

5 上下水道の連携《下水道局計画調整課》

上下水道耐震化計画に基づき、下水道施設の急所施設(※1)や重要施設(※2)に接続する下水道の管路等について、耐震化を推進する。

※1 水資源再生センターやポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、指定避難所、市役所等、震災時に上下水道機能の確保が必要な施設

第3 電力施設の整備

《中国電力ネットワーク株式会社》

1 耐震性の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

また、送電設備、配電設備の架空電線路については、冰雪、風圧及び不平均張力を勘案して設計する。

なお、地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

2 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

第4 ガス施設の整備

《広島ガス株式会社》

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進めることとし、特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により耐震性の強化を図る。既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて補強・更新を行う。また、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行うほか、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を図る。

第5 通信施設の整備

《西日本電信電話株式会社》

1 ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

2 ケーブルの地下化・洞道への収容替え

地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

3 中継ケーブルの信頼性向上

交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

4 移動体通信設備の信頼性向上《株式会社NTTドコモ中国支社》

移動体通信設備については、機動性に優れ、地震・火災等の災害時にも利用可能であることから、利用エリア拡大の推進及び伝送路のループ化、洞道への収容替え等により、さらに信頼性の向上を図る。

第6 ライフライン共同収容施設等の整備

《道路交通局道路課・街路課》

災害時における水道、ガス、電気、通信等ライフラインの安全性・信頼性を確保するため、当面、都市部において幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第7 ライフライン事業者と関連業者等の連携

《各ライフライン事業者》

各ライフライン事業者は、応急対策の実施にあたって関連業者との連携が重要不可欠であることに鑑み、平素から関連業者と災害時の連絡方法や連携方法を申し合わせるなど、速やかに応急対策が実施できる体制の整備を図るものとする。

第8 廃棄物処理施設の整備

〔「災害に強い組織体制の整備」関連事業〕

《環境局環境施設部・産業廃棄物指導課》

1 耐震性の向上

廃棄物処理施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう計画的な点検を行うとともに、施設等の耐震性を向上させるため、補修・補強等必要な整備に努める。

また、民間処分施設に対しても、耐震性の向上に努めるよう指導を行う。

2 ライフラインの寸断への対応

(1) 清掃工場の炉の立ち上げに必要な非常用自家発電機の確保を検討する。

(2) 清掃工場内全使用量の発電出力を有する蒸気タービンの確保を検討する。

(3) その他、ライフラインの寸断を想定し、廃棄物処理施設の運転に必要な資機材の

確保を検討する。

3 応援体制の確立

廃棄物処理施設の損壊等により対応が困難となった場合を想定し、他の地方公共団体等との応援体制の確立に努める。

第9 交通信号機の停電対策

《県警察本部》

地震災害による停電等により商用電源が停止した場合において、市域の交通混乱を防止するため、主要な交差点に交通信号機用自動起動式発動発電機を整備するとともに、交通信号機の停電応急対策用の可搬式発動発電機を整備する。

第7節 建築物等の耐震性の向上

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画を策定するとともに、建築物等の耐震補強、ブロック塀等の改修促進、窓ガラス・外装材等及び屋外広告物の落下防止、家具の転倒防止、崖崩れ等による建築物等の被災防止等に努める。

第1 建築物等の耐震性の向上

1 市有建築物の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》

市庁舎、消防署、区役所などの災害応急対策の指揮・情報伝達等のための施設及び病院などの医療・救護等施設、並びに危険物を貯蔵又は使用する施設については、災害発生後も十分な機能確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。

また、平成28年4月に熊本で起きた活断層型地震による甚大な被害状況を見ると、本市にも五日市断層や己斐断層などの活断層があることや、南海トラフ大地震の発生も懸念されていることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要があり、公民館など避難所となる施設や、社会福祉施設などの防災拠点となる施設を優先して、できる限り速やかな耐震化完了を目指す。

なお、市営住宅については、「広島市市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）」に基づき耐震化に取り組むものとする。

2 非構造部材の耐震対策《市有建築物管理担当課》

熊本地震では、天井や照明器具の落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷が原因で避難所が使用できなかった事例もあったことから、指定避難所となる学校の屋内運動場や区スポーツセンター等の非構造部材の耐震対策を推進する。

3 市有建築物の備品の転倒・落下防止策《市有建築物管理担当課》

学校、公民館、社会福祉施設など、不特定多数の市民が利用する施設を中心に、児童・生徒、施設利用者等の安全確保を図るため、市有建築物内に設置している保管庫、収納戸棚等備品の転倒・落下防止策を計画的に実施する。

4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》

新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難路等沿道の建築物については、耐震化手法検討経費、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費に対する助成、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。

それ以外の一般建築物については、相談窓口を設置するなど市民の相談に応じるとともに、建築関係団体を通じてパンフレット等を配付し、意識啓発を行う。

あわせて、民間住宅の耐震化を促進するため、建物所有者等が実施する耐震診断に要する経費、耐震改修等に要する経費及び耐震シェルター等(感震ブレーカーを含む)の設置に要する経費に対する助成等を行う。

5 文化財及び文化施設等の耐震性の向上《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各区建築課》

文化財及びこれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震診断や耐震補強をはじめとした各種の耐震対策を推進・指導する。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

特に、世界遺産に指定された原爆ドームについては、保存整備計画に基づく調整を行い、地震に対する保存措置を講じる。

第2 付属設備等の改修促進

1 ブロック塀等の改修促進《都市整備局都市計画課・建築指導課、各区建築課》

(1) 点検・指導

ブロック塀や石塀等の倒壊による被害を防止するため、建築物防災週間等に安全点検を実施し、改善指導を行う。また、所有者による自主的な点検補強が図られるよう技術的な相談及び指導並びにパンフレット等による啓発を行う。

あわせて、危険なブロック塀等の撤去等を促進するため、所有者等が実施するブロック塀等の撤去工事に要する経費に対する助成を行う。

(2) 建築・緑地協定制度及び地区計画制度の活用

建築・緑地協定制度及び地区計画制度の市民への普及に努めるとともに、これら制度の活用により、ブロック塀等の高さ制限や生け垣の整備を促進し、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図る。

2 屋外広告物・外装材等の落下防止《都市整備局都市計画課・建築指導課》

屋外広告物・外装材等の破損落下や飛散による被害を防止するため、建築物防災週間等を活用して、その実態を把握し、危険なものについては改善指導に努めるとともに、所有者及び管理者に対して維持管理を徹底するよう指導する。

3 家具の転倒防止《都市整備局建築指導課、危機管理室災害予防課》

家具の移動や転倒による被害を防止するため、家具の転倒等による被害防止策の必要性を市民に周知するとともに、家具の固定方法や配置等について情報提供に努める。

第3 建築物の防災性能の向上

〔「災害に強い市民活動の推進」関連事業〕

《都市整備局建築指導課、各区建築課》

地震時の二次災害である火災による被害の拡大を防止するため、主として次の対策を推進する。

1 特定建築物の定期報告

百貨店や劇場など不特定多数の人が利用する一定規模以上の特定建築物について、防災上、避難上の安全確保の維持管理を周知徹底するため、定期報告書の提出を義務付ける。

2 防災査察と改善指導

既設の特殊建築物について防災査察を実施し、防災上、避難上の安全確保の改善指導を行い、建築物の維持管理の周知徹底を図る。防災改修を行う者に対しては、他の行政機関による指導と連携して適切な改修が図られるよう指導・助言を行う。

【地震に強い組織体制の整備に関する計画】

災害対策基本法第5条の規定により、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有している。

大規模な地震災害が発生した場合、行政の震災応急対策の対応力を超える分野又は行政の対応が困難な分野については、ボランティア等の自発的支援による役割も阪神・淡路大震災以後大きくなっているが、その前提として、行政が行う震災応急対策及び震災復旧・復興対策が充分になされていなければならないことは当然である。

そこで、本市では、地震直後の初動対応から復旧・復興に至るまで、行政が十全な応急対策及び復旧・復興対策を行うため、地震に強い組織体制の整備に積極的に取り組む。

第8節 情報の収集・連絡体制の整備

地震災害発生時の初期情報等の迅速・的確な収集・連絡体制の整備に努める。

第1 情報の収集

《危機管理室災害対策課》

大規模な地震が発生した場合において、被害の大きい地域からの情報が入らないことによる初動対応の遅延を回避するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や各区及び旧湯来町に震度計が設置されている広島県震度情報ネットワークシステムを活用して震度情報を得るなど、積極的な情報収集を行う。

また、機動的な情報収集活動を行うために、無線中継局から市街地の被災状況を監視する高所カメラやヘリコプターテレビ電送システム、道路情報提供装置等を活用し、情報収集を行う。

第2 通信手段の確保

《危機管理室災害対策課》

地震による被害が本市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県、国その他防災関係機関との相互連絡を迅速かつ確実に行うための防災行政無線については、使用周波数の変更に伴う更新に併せて、高度情報化に対応するためのデジタル化及び回線の途絶防止を図るため、無線回線と光回線による冗長化を図っている。

今後は、災害初期における児童・生徒等の安否確認や避難場所の被害情報、救援情報等の相互連絡機能の確保を図るため、ボランティアによるアマチュア無線との連携についても検討する。

また、通信が途絶している地域での職員等の活動を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用についても検討する。

災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線の施設及び地域衛星通信ネットワーク施設の耐震性の強化並びに停電対策・補完回線の確保等の情報通信施設の危険分散等に努めるとともに、画像伝送システムの通信手段を防災行政無線に変換するなど、他システムとのネットワーク化による災害情報の一元化を図る。

なお、防災行政無線及び地域衛星通信を災害時に使用するためには、平常時からの機器操作の習熟が必要であるため、本市職員は、平常時の行政連絡についても、防災行政無線又は地域衛星通信を使用するよう努める。

さらに、機器の総点検を定期的を実施するとともに、防災関係機関と連携した通信訓練、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実戦的通信訓練等を定期的を実施する。

第3 被災者等への的確な情報伝達

《危機管理室災害対策課》

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、報道機関との相互連携をより一層強化し、正確で有効な災害情報の提供体制や広報体制の充実・強化を図る。さらに、市民からの問い合わせ等に対応するため、災害情報窓口の設置等を推進する。

第9節 災害応急体制の整備

地震災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための体制を整備する。

第1 職員参集体制の整備等

《危機管理室災害対策課》

連絡手段（携帯電話等）・参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保等に

について検討するとともに、夜間・休日において対応できる体制の整備を図るなど、災害状況に応じた本部体制の確立及び職員の非常参集体制の整備を図る。

また、災害の推移に応じたマニュアルを各部局ごとに作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施し、災害時の活動手順、使用資機材や装備の使用方法的の習熟、他の防災関係機関等との連携等について徹底を図る。

加えて、被災建築物応急危険度判定士等の養成等防災活動上必要な資格の取得を推進するとともに、実践的な防災活動に対応できる職員を育成する。

第2 職員の防災研修の実施

《危機管理室》

本市職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。このためには、日頃から震災に関する一般的な知識を習得するとともに、職員自身が本計画で規定されている所属する局部課等の分掌事務のマニュアルを通じて、当該局部課等が災害発生時に行うべきこと、職員自身が災害発生時に行うべきことを十分に理解するとともに、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応についての理解を深めるよう努めなければならない。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、次の事項を中心として実践的な研修を行い、災害発生時に適切な措置がとれるようにする。

- 1 地震及び津波に関すること。
- 2 地震防災対策として、現在講じられている施策に関すること。
- 3 災害発生時に職員の所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきこと。
- 4 応急手当に関すること。
- 5 「防災まちづくり」のための地域の防災リーダーの役割に関すること。
- 6 要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。

対象	内容	実施担当
市職員	1 国等の実施する防災研修への職員派遣	危機管理室
	2 危機管理研修会、新任区長等研修、新任防災担当職員研修、その他必要な研修の開催	
	3 新任係長級職員研修等の階層別研修に防災課目を含めるよう計画	研修センター
	4 部局内防災研修会の開催	各局・区等
市民	1 防災教室（巡回）の開催 (1) パネル展示、チラシ配布による知識の普及 (2) 消火実験、起震車利用等による体験訓練の実施 (3) 映写会（映画・ビデオ・スライド）の開催	各消防署 各区地域起こし推進課
	2 地区防災研修会・講習会等の開催 (1) 区単位、地域単位の代表者を対象としたもの (2) 災害危険区域等特定地区住民を対象としたもの	
	3 本市の広報紙等による防災知識の普及 (1) 広報紙「ひろしま市民と市政」の利用によるもの (2) テレビ及びラジオ広報番組並びにニュースメディアの利用によるもの (3) 広報紙「自主防災ひろしま」の利用によるもの (4) 本市ホームページによるもの (5) 報道機関の利用によるもの	企画総務局広報課 各区区政調整課・地域起こし推進課 危機管理室災害予防課 消防局総務課・予防課
	4 各種防災運動・行事の実施によるもの (1) 火災予防運動、防災週間中における各種行事の実施 (2) 防災パレード・キャンペーン等の実施 (3) その他	災害予防実施担当局・区・課
児童生徒	1 防災副読本等の作成・配布	危機管理室災害予防課 ほか
	2 防災訓練・講演会の実施	

第3 消防団の充実強化

《消防局消防団室》

東日本大震災をはじめ、地震、局地的豪雨等による災害が各地で頻発し、消防団や自主防災組織の活動など、地域防災の重要性はますます増大している。このため、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団のより一層の充実強化を図る。

1 消防団の強化

消防団は、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとの認識のもと、消防団の強化を一層推進する。

2 消防団への入団促進

自らの地域は自らで守るという住民の意識の啓発を図り、消防団への積極的な入団を促進する。

特に、将来の地域防災を担う若年層や地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。

3 事業所等の協力体制の推進

消防団員の被用者の割合が高いことから、事業所等に勤務する消防団員が活動しやすい環境や事業所の従業員等が消防団へ入団しやすい環境とするため、事業所等の消防団に対する理解と協力を得るための取組を推進する。

4 消防団車庫、車両及び装備

地域における消防団活動の拠点となる消防団車庫の建替及び車両の更新等を計画的に行うとともに、災害活動及び安全対策並びに情報連絡等に関する装備の充実を図る。

5 消防団員の教育訓練

消防団員の安全確保及び能力の向上を図るため、消防団員の教育訓練を充実するとともに、消防団員が参加しやすい環境整備を推進する。

第4 応急復旧体制・資機材の整備等

《各市有建築物管理担当課》

本市及び公共機関は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制や資機材を整備しておくものとする。また、災害対応マニュアルの見直しをはじめ、機器の総点検の定期的実施、実践的訓練の定期的実施や、非常時における運用計画の策定等を行うとともに、緊急用の資機材や自家発電設備等の整備及び代替エネルギーの導入等についても検討し、災害応急対策の迅速な実施に努める。

特に、平和記念資料館、区民文化センター等多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等の社会公共施設等の管理者は、地震災害発生時にとるべき応急対策として、概ね次の事項について、あらかじめ計画を定めておくものとする。

1 利用者の安全対策

2 出火防止措置

3 避難誘導

4 施設の点検

5 被害状況の報告

6 二次災害の防止措置

7 施設の開閉基準

8 その他必要と認める応急対策事項

また、これらの施設の管理者は、平常時から防災訓練等を通じて、地震災害発生時の応急対策について、習熟に努めるものとする。

第5 罹災証明書交付体制の整備

《危機管理室災害予防課、財政局税務部固定資産税課、各区、財政局税務部各市税事務所、都市整備局建築指導課》

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしている

ことから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

第6 防災拠点施設等の機能確保

《危機管理室、各市有建築物管理担当課》

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1 防災拠点施設

(1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
災害対策本部	○災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所
情報収集・伝達拠点	○地域住民に正確な情報を伝えるとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○医療・救護機能 ○保健衛生管理機能 ○遺体の収容及び火葬機能 ○障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

(2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
避難場所等	○避難場所等としての機能 ○避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
救援物資備蓄拠点	○食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫
輸送拠点	○各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	○食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター
災害ボランティア活動拠点	○災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館
給水拠点	○飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所

(3) 「災害復旧に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
廃棄物処理拠点	○生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地

2 防災拠点施設・設備等の安全性の確保

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、地震に強い施設整備を行うとともに、耐震診断や耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度1】：最も緊急性の高い施設とし、上記1 防災拠点施設の区分、確保すべき機能、具体的施設の一覧表（以下「一覧表」という。）の(1)「発災直後から災害対応の中核となる施設」とする。

【優先度2】：緊急性の高い施設とし、一覧表の(2)「被災市民の生活維持に必要な施設」とする。

【優先度3】：一覧表の(3)「災害復旧に必要な施設」とする。

3 災害対策本部機能の確保

市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。

なお、市役所本庁舎が使用できない場合の代替の災害対策本部を安佐南消防署とする。

今後、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。

4 給水の確保対策

防災拠点施設、避難場所及び医療施設等における給水の確保対策は、各々の拠点となる防災関係機関と水道事業管理者が次のとおり分担して行う。

(1) 防災関係機関

ア 自己の所有する給水装置について、耐震性の再点検を行い、必要に応じて補強対策を講じるよう努める。

イ 大規模地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、平常時から飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。

ウ 指定緊急避難場所（大火）等に飲料水兼用型耐震性防火水槽を設置するよう努める。

エ 避難所及び医療施設等には、仮設水槽、ポリ容器、飲料水用ポリ袋等をあらかじめ常備し、応急給水の受入に万全を期すよう努める。

なお、建物内の受水槽で応急給水を受けようとする場合には、非常用発電機、揚水設備、応急給水用具等をあらかじめ常備しておく必要がある。

オ 人命に係わる救急告示病院及び人工透析が必要な患者を診療する医療機関については、給水管に耐震管を布設する等の措置を講じるよう努める。

(2) 水道事業管理者《水道局企画総務課》

応急活動のシステム化と広域的応援体制の確立を図り、迅速な応急活動に努める。

5 停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。

また、建物の更新時等に自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。

第7 防災関係機関相互の連携体制の確保

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動、復旧活動に関し、次の点に留意し、相互応援協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。

- 1 一般的な防災関係機関相互の連携体制《道路交通局道路課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・舟入市民病院・安佐市民病院、危機管理室、消防局警防課》

- (1) 人的な応援体制だけではなく、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の確立を図る。
 - (2) 緊急消防援助隊等による消火・救急・救助に係る全国的な応援・受援体制を整備する。
 - (3) 防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、救援活動拠点として、ヘリポート、待機所等の確保に努める。
 - (4) 道路啓開や被災者の輸送等、災害応急対策に必要な特別な技能・資機材・物資を保有している企業・民間団体に対して、災害時の応援・協力協定の締結を働きかける。
 - (5) 防災関係機関等との合同訓練の実施等により連携体制の強化に努める。
- 2 ライフラインの応急復旧に係わる関係機関の連携体制《各ライフライン事業者》
- (1) ライフライン施設の応急復旧体制の確立
電気、ガス、水道等のライフライン事業者は、地震発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。
また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。
 - (2) 関係機関との調整
広島市ライフライン連絡調整会議を設置し、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図り、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行う。
 - (3) 復旧活動支援拠点の候補地の確保
大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおりあらかじめ候補地を指定し、災害発生時においては、施設管理者と協議の上、使用する。
なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区 分	候補地
南 区	広島競輪場（周辺駐車場）
西 区	草津公園
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場（太田川右岸・安佐大橋下流側） 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調整池公園
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場（太田川左岸・口田南一丁目） 中国電力（株）南原研修所（多目的グラウンド等）、寺山公園
安 芸 区	矢野南三丁目市有地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊 野 町	熊野町民グラウンド

（注）廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野南三丁目市有地を候補地と位置付ける。

- (4) 道路管理者における道路占用物件の情報管理《道路交通局道路管理課・道路課》
道路管理者は、ライフライン事業者が占有している物件について、本市と道路管理センターをオンラインで結ぶ道路情報管理システムの利用等を通じて、道路占用物件の管理の一元化を行い、緊急時にも即応できる情報収集体制の確立を図る。

第8 緊急輸送体制の整備

〔「地震に強い都市構造の形成」関連事業〕

地震災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点や緊急輸送道路の指定等緊急輸送ネットワークの整備を図る。

なお、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定する計画を、緊急輸送道路の見直しに反映させる。

1 輸送拠点の指定《企画総務局総務課、道路交通局道路課、危機管理室》

災害発生時に救援物資の受け渡しの接点となる輸送拠点は、東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷とする。

これらの施設を管理する機関及び輸送路を管理する機関と協議し、陸上輸送のみならず、海上輸送及び航空輸送を含めた緊急輸送ネットワークの確立に努める。また、輸送拠点と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、通信連絡手段の整備に努める。

2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》

(1) 第1次緊急輸送道路

他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
山陽自動車道	東広島市・広島市境	広島市・廿日市市境	NEXCO西日本
広島自動車道	広島JCT	広島北JCT	NEXCO西日本
中国自動車道	北広島町・広島市境	広島市・安芸太田町境	NEXCO西日本
広島呉道路	南区仁保沖町	広島市・坂町境	NEXCO西日本
広島高速1号線	東区福田町	東区温品二丁目	広島高速道路公社
広島高速2号線	東区温品町	南区仁保沖町	広島高速道路公社
広島高速3号線	南区仁保沖町	西区観音新町四丁目	広島高速道路公社
広島高速4号線	西区中広町一丁目	安佐南区大塚東町	広島高速道路公社
広島南道路	西区観音新町四丁目	西区扇一丁目	広島市
国道2号	東広島市・広島市境	西区庚午北一丁目	国土交通省
国道2号(安芸BP)	東広島市・広島市境	安芸区瀬野南町	国土交通省
国道2号(西広島BP)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	国土交通省
国道2号(東広島BP)	安芸区瀬野南町	広島市・海田町境	国土交通省
国道2号(宮島街道)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	広島市
国道31号	海田町・広島市境	広島市・坂町境	国土交通省
国道54号	中区大手町四丁目	広島市・安芸高田市境	国土交通省
国道54号(可部BP)	安佐北区可部南一丁目	安佐北区大林町	国土交通省
国道183号	中区紙屋町二丁目	安佐南区中須二丁目	広島市
国道191号	安芸太田町・広島市境	安佐北区可部五丁目	広島市
国道261号	安佐北区安佐町飯室	広島市・北広島町境	広島市
国道433号	佐伯区湯来町葛原	広島市・安芸太田町境	広島市
国道487号	南区宇品海岸一丁目	南区皆実町一丁目	広島市
国道488号	佐伯区湯来町多田	佐伯区湯来町和田	広島市
臨港道路廿日市草津線	廿日市市・広島市境	西区商工センター八丁目	広島県
臨港道路五日市線	佐伯区五日市港二丁目	佐伯区五日市港二丁目	広島県
臨港道路出島1号線	南区出島三丁目	南区出島三丁目	広島県
臨港道路出島2号線	南区出島二丁目	南区出島二丁目	広島県
臨港道路宇品1号線	南区出島一丁目	南区出島一丁目	広島県
臨海道路宇品臨港線	南区宇品東三丁目	南区宇品海岸二丁目	広島県
臨港道路出島海田線	南区仁保沖町	広島市・坂町境	広島県
(主)矢野安浦線 (広島熊野道路含む)	安芸区矢野新町二丁目	広島市・熊野町境	広島市・広島県
(主)広島三次線	東区牛田新町三丁目	広島市・安芸高田市境	広島市
(主)広島三次線	南区松原町	東区牛田本町四丁目	広島市
(主)広島三次線	南区比治山本町	南区の場町一丁目	広島市
(主)五日市筒賀線	佐伯区城山一丁目	佐伯区湯来町葛原	広島市
(主)五日市筒賀線	佐伯区湯来町多田	広島市・安芸太田町境	広島市
(主)広島中島線	東区東蟹屋町	東区温品一丁目	広島市

路線名	起点	終点	管理者名
(主) 広島中島線	東区馬木四丁目	東区福田一丁目	広島市
(主) 広島湯来線	西区田方二丁目	佐伯区五日市町石内	広島市
(主) 翠町仁保線	南区翠一丁目	南区仁保二丁目	広島市
(一) 広島海田線	南区的場町一丁目	南区大州四丁目	広島市
(一) 広島港線	中区千田町一丁目	中区大手町五丁目	広島市
(一) 南観音観音線	西区観音新町四丁目	西区南観音三丁目	広島市
(一) 矢野海田線	安芸区矢野西二丁目	安芸区矢野新町二丁目	広島市
(一) 原田五日市線	佐伯区五日市町石内	佐伯区海老園一丁目	広島市
市道駅前大州線	南区松原町	南区荒神町	広島市
市道駅前吉島線	南区松原町	中区国泰寺町一丁目	広島市
市道鷹野橋宇品線	中区千田町一丁目	南区宇品西六丁目	広島市
市道白島牛田線	東区牛田本町四丁目	東区牛田本町四丁目	広島市
市道中広宇品線	南区段原三丁目	南区宇品海岸三丁目	広島市
市道中広宇品線	西区中広町一丁目	南区的場町一丁目	広島市
市道駅前観音線	西区中広町一丁目	西区南観音町	広島市
市道常盤橋大芝線	東区牛田本町四丁目	東区牛田本町六丁目	広島市
市道天満矢賀線	南区荒神町	東区東蟹屋町	広島市
市道観音井口線	西区扇一丁目	西区商工センター七丁目	広島市
市道鈴が峰田方線	西区鈴が峰町	西区鈴が峰町	広島市
市道草津鈴が峰線	西区草津新町二丁目	西区井口一丁目	広島市
市道南 4 区 843 号線	南区出島二丁目	南区出島二丁目	広島市
市道西 4 区 106 号線	西区鈴が峰町	西区田方一丁目	広島市
市道西 4 区 210 号線	西区扇一丁目	西区庚午中四丁目	広島市
市道西 5 区 231 号線	西区商工センター七丁目	西区商工センター八丁目	広島市
市道安佐南 4 区 454 号線	安佐南区沼田町大塚	安佐南区沼田町大塚	広島市
市道安佐南 4 区 453 号線	安佐南区沼田町大塚	安佐南区大塚西五丁目	広島市
市道安佐南 4 区 490 号線	安佐南区大塚西五丁目	安佐南区伴南一丁目	広島市
市道佐伯 1 区 371 号線	佐伯区石内北二丁目	佐伯区五日市町石内	広島市
市道安佐南 4 区 739 号線	安佐南区伴南五丁目	安佐南区沼田町伴	広島市
市道安佐南 4 区 486 号線	安佐南区沼田町伴	安佐南区伴西二丁目	広島市
市道安佐南 4 区 608 号線	安佐南区伴西二丁目	安佐南区伴西二丁目	広島市
市道安佐北 3 区 533 号線	安佐北区三入二丁目	安佐北区三入二丁目	広島市
市道中野瀬野線	安芸区中野東二丁目	安芸区中野東町	広島市
市道中野瀬野線	安芸区瀬野南町	安芸区上瀬野南一丁目	広島市
市道押手線	安芸区中野東二丁目	安芸区中野東二丁目	広島市
市道平原線	安芸区中野東五丁目	安芸区中野東町	広島市
市道瀬野線	安芸区上瀬野一丁目	安芸区上瀬野南一丁目	広島市

(2) 第 2 次緊急輸送道路

他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第 2 次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
(主) 広島豊平線	安佐南区中須一丁目	安佐南区沼田町伴	広島市
(主) 安佐豊平芸北	安佐北区安佐町鈴張	広島市・北広島町境	広島市
(主) 広島中島線	東区福田一丁目	安佐北区上深川町	広島市

路線名	起点	終点	管理者名
(主) 広島中島線	安佐北区深川二丁目	安佐北区可部南三丁目	広島市
(主) 広島湯来線	佐伯区五日市町石内	安佐南区沼田町伴	広島市
(主) 五日市筒賀線	佐伯区隅の浜二丁目	佐伯区千同二丁目	広島市
(主) 東海田広島線	中区東白島町	西区横川町三丁目	広島市
(主) 東海田広島線	東区東蟹屋町	南区大須賀町	広島市
(主) 東海田広島線	府中町・広島市境	東区矢賀新町一丁目	広島市
(一) 広島海田線	中区基町	南区的場町一丁目	広島市
(一) 広島海田線	南区大州四丁目	広島市・府中町境	広島市
(一) 広島海田線	府中町・広島市境	広島市・海田町境	広島市
(一) 広島港線	南区皆実町二丁目	中区国泰寺町二丁目	広島市
(一) 伴広島線	安佐南区沼田町伴	安佐南区沼田町伴	広島市
(一) 伴広島線	中区堺町二丁目	中区榎町	広島市
市道御幸橋三篠線	中区東千田町二丁目	中区東白島町	広島市
市道横川江波線	中区堺町二丁目	中区江波南二丁目	広島市
市道中島吉島線	中区中島町	中区南吉島一丁目	広島市
市道東 4 区 19 号線	東区牛田本町一丁目	東区牛田本町三丁目	広島市
市道東 4 区 266 号線	東区牛田南一丁目	東区牛田本町一丁目	広島市
市道東 4 区 1 号線	東区牛田南一丁目	東区牛田南一丁目	広島市
市道東 5 区 36 号線	東区二葉の里二丁目	東区二葉の里二丁目	広島市
市道霞庚午線	中区千田町三丁目	西区庚午中四丁目	広島市
市道霞庚午線	南区翠二丁目	南区西霞町	広島市
市道比治山庚午線	南区比治山本町	西区己斐本町一丁目	広島市
市道比治山東雲線	南区比治山本町	南区東雲本町一丁目	広島市
市道東雲大州線	南区段原日出二丁目	南区大州一丁目	広島市
市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市
市道草津沼田線	西区商工センター二丁目	西区田方三丁目	広島市
市道駅前観音線	西区横川町二丁目	西区中広町二丁目	広島市
市道西 3 区 82 号線	西区己斐本町一丁目	西区己斐本町二丁目	広島市
緊急用河川敷道路	太田川河川敷（旭橋）	太田川河川敷（祇園大橋）	国土交通省（太田川河川事務所）
市道高陽沼田線	安佐南区中筋一丁目	安佐南区中須一丁目	広島市
市道高陽可部線	安佐北区落合五丁目	安佐北区深川二丁目	広島市

(3) 第 3 次緊急輸送道路

第 1 次・第 2 次緊急輸送道路を補完するため、次の道路を第 3 次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
(主) 広島中島線	南区猿猴橋町	東区愛宕町	広島市
(一) 府中祇園線	東区中山西二丁目	東区戸坂千足一丁目	広島市
(一) 中山尾長線	東区中山南一丁目	東区愛宕町	広島市

[illegible]

59

- 3 臨時ヘリポートの指定等《消防局警防課》
施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートを指定し、緊急輸送ネットワークに組み入れるとともに、必要資機材を備蓄する。
- 4 輸送施設・輸送拠点の耐震性の確保《関係施設管理者、危機管理室》
緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設・拠点の耐震性の確保に配慮する。
- 5 道路交通関連施設の耐震性の確保等《道路交通局道路管理課・道路課》
緊急時の交通管制機能を保持するため、信号機、道路情報板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、各道路管理者は県警察と連携し災害時の交通規制や迂回路設定等の道路交管理体制を確立する。
- 6 道路啓開・応急復旧等に係る体制の整備《道路交通局道路課、危機管理室災害予防課》
道路啓開等の計画も踏まえて、道路啓開・応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、市域内の関係団体等と協力協定を締結するなど、道路啓開・応急復旧等に係る体制を整備する。
- 7 緊急輸送に係る体制の整備《道路交通局道路管理課、危機管理室災害予防課》
災害発生時において、円滑な緊急輸送を行うに当たり、市有車両が不足する場合等に備え、車両・船舶や車両等の燃料を確保するため、広島市域内の関係団体等と協力協定を締結するなど、緊急輸送に係る体制を整備する。

第10節 救助・救急及び消火活動体制の整備

地震時に発生する災害は、建物・ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下をはじめ、火災・浸水等により、多数の救助・救急事故の発生が予想される。そこで、地震災害時における応急対策に万全を期するため、消防力等の整備、自主防災組織等との連携強化などを図る。

第1 救助・救急活動体制の整備

《消防局消防団室・警防課・救急課》

- 1 震災対策用資機材の整備
地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした負傷者、被災者に対し、救助・救急活動を行うため、高度救助資機材等を積載する救助工作車等及び高度救命処置資機材等を積載する救急車等を整備する。
- 2 救急搬送体制の確立
重症者等をヘリコプターを使用して広域医療機関等へ搬送する体制を関係機関と協力して構築する。
また、負傷者を迅速かつ適切に医療機関に搬送するため、関係機関と連携して災害時に即応し得る搬送体制を確立する。
- 3 救助体制の確立
効率的な救助活動の展開を図るため、情報の一元化、指揮系統・地域分担等の調整など、平素から他機関との連絡・連携体制を確立するとともに、定期的に合同訓練を実施し、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。
また、重量物の移動等を必要とする場合、大型重機等を要請し有効な救助活動が展開できるよう配慮する。
- 4 ヘリコプターの運航の充実強化
ヘリコプターの機動性を有効に活用して被災状況の把握、救急患者搬送、人員・物資搬送等の業務に当たる。特に、大規模地震災害時には支援ヘリコプター等が多数飛来するため、活動拠点となる臨時ヘリポートの確保及び燃料補給等の後方支援体制を充実強化するとともに、指揮命令系統及び他機関との連絡・連携体制を確立する。
- 5 消防団・自主防災組織等との連携強化
市民等による自主的な救助・救急活動が行えるよう、訓練等を通じて連携強化を図るとともに、救助方法や応急手当の知識・技術の普及を図る。

第2 消火活動体制の整備

《消防局総務課・消防団室・警防課・予防課、危機管理室災害予防課》

地震時に発生する火災は、被害を飛躍的に拡大させることから、地震対策の中でも火災対策は最も重要な対策である。そこで、地震火災時における応急対策の万全を期するため、消防力等の整備を図る。

また、広域消防応援体制を確立するとともに、消防水利の多様化と適正配置、自主防災組織等と連携した消防体制を推進強化する。

1 広域消防応援体制の確立

同時多発火災発生時には、単独自治体のみでは、消火活動体制に限界があることから、広域的な消防応援体制を確立する必要がある。

(1) 現在、県内において災害が発生した場合に、各市町及び消防組合が保有する消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とし、各市町及び消防本部との間で、広島県内広域消防相互応援協定を、また、各市町との間で広島県内航空消防応援協定を締結している。

(2) 山口県下の広島広域都市圏内の市町を管轄する各消防組合との間で消防相互応援協定を締結している。

(3) 全国的には、国の組織する緊急消防援助隊に参画するとともに、応援受援に関する運用マニュアルに基づき、協定市町村等と合同訓練を実施する。

2 消防機動力の強化

地震時には、家屋の倒壊、道路の寸断等により消防隊の現場到着は遅れ、現場での活動も濃煙・炎の発生、群集パニック等により大きく制限されると予想される。

このため、情報収集体制の整備を行い、全市域の被災状況を早期に把握し、消火活動と人命救助活動を併せた消防活動を展開する。

また、このような状況下においても、有効な消防活動を行うため、ヘリコプターの有効活用はもとより悪条件下での災害対応性能に優れている車両その他各種装備・資機材等を整備し、消防機動力を強化する。

3 消防水利の多様化及び適正配置

市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発生時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想される。

したがって、耐震性を有する防火水槽を整備し、海水、河川等の自然水利、プール、ため池等の指定消防水利及び下水道等を活用することにより消防水利の多様化を図るとともに、家屋密集地、軟弱地盤地域、指定緊急避難場所（大火）等における適正な配置を図る。

4 消防団・自主防災組織等との連携強化

地震時の同時多発火災に適切に対応するため、「震災時の警防対策マニュアル」に基づき、消防署、消防団及び自主防災組織がその担当区分に従って、連携活動を行う体制の推進強化を図る。

第11節 医療救護体制の整備

《健康福祉局医療政策課》

「平成 25 年度広島市地震被害想定」を踏まえ、地方独立行政法人広島市立病院機構・県・近隣市町村・地区医師会・日本赤十字社等とも連携し応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄を促進するとともに、災害時に拠点となる医療施設の選定、他の政令指定都市等との相互応援体制の充実など救急医療体制の整備に努める。

第1 医療品等医療資機材の備蓄

蘇生、骨折等災害時の初期治療用救急医療セットを広島市民病院・舟入市民病院・安佐市民病院に各1セットずつ整備するとともに、必要に応じて更新を行う。

また、大規模地震時の大量の負傷者の搬送治療の優先順位を判別するトリアージ・タグを五日市断層による地震の想定死傷者数に基づき整備し、救急車内や病院、保

健センター等に備蓄する。

第2 医薬品の調達体制の確立

医薬品の現物備蓄については、管理・保存方法で困難な面があるため、原則として、医療救護班が持参するものと流通備蓄で対応する。

第3 情報連絡網等の整備

消防と医療機関及び医療機関相互の情報連絡網等を整備し、連携を強化するとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第12節 保健衛生・遺体の火葬体制の整備

指定避難所を中心とした被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制及び多数の死者が生じた場合の遺体の火葬体制等を整備する。

第1 保健衛生活動

- 1 被災者の健康の保持《健康福祉局健康推進課・各区地域支えあい課》
保健師等による訪問指導・健康相談など被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。
- 2 被災地域の生活衛生の維持《健康福祉局医療政策課、健康推進課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課》
食品衛生監視員及び環境衛生監視員等による食中毒・感染症予防、被災家屋の消毒指導や飲用水相談、食品関係施設及び環境衛生施設等の衛生指導など、被災地域の生活衛生を維持するための体制づくりを行う。

第2 遺体の火葬体制の確立

《健康福祉局環境衛生課》

多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、永安館、西風館、可部火葬場及び五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合の遺体の火葬等について、県及び周辺市町村等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。

第13節 廃棄物・土砂の処理体制の整備

第1 災害廃棄物処理計画の策定

《環境局環境政策課》

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、随時、計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

第2 ごみ及びし尿の処理体制の整備

《環境局環境施設部・業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》

- 1 被災地の衛生状態の保持のため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）を迅速に処理するため、効果的な組織体制を整備する。
片付けごみ等及びし尿の発生量が本市の処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処理施設を確保するため、関係機関と協議するとともに、ごみの収集運搬については広島市廃棄物処理事業協同組合と、ごみ収集車両の提供については建設機械レンタル会社等と協力協定を締結し、処理体制を整備する。

- 2 指定避難所等の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結するとともに、設置までの間に使用するための簡易トイレについて、本章第 14 節第 8 に定めるとおり、指定避難所となる小学校等を中心に備蓄を行う。
- 3 本市の廃棄物処理施設について、施設自体が被災する可能性もあることから、復旧体制の整備等必要な災害対策を講じる。

第3 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備

《環境局環境政策課・環境保全課・環境施設部・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物、津波堆積物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の処理体制を整備する。

- 1 連携体制の確立
関係部局の役割を明確にし、地震災害発生時における連携体制を確立する。
- 2 資機材・人員の確保
災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。
- 3 仮置場・処分場の確保
地震災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。また、仮置場として利用可能な他の場所についても、選定を進める。
 - (1) 処分場の候補地
恵下埋立地（災害廃棄物）
 - (2) 仮置場の候補地

西区竜王公園、安佐南区広島広域公園、安佐北区可部運動公園
安芸区瀬野川公園、佐伯区佐伯運動公園
- 4 処分方法
災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。

（資料編）2-15-1 広島市災害廃棄物処理計画

- 参考業一-1 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
- 参考業一-2 災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
- 参考業二-1 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第14節 避難体制の整備

地震が発生した場合、火災等の差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的な生活をするができるよう、あらかじめ避難場所・避難路等の確保・整備等を推進する。その場合、地域の特性に配慮するよう努めるものとする。

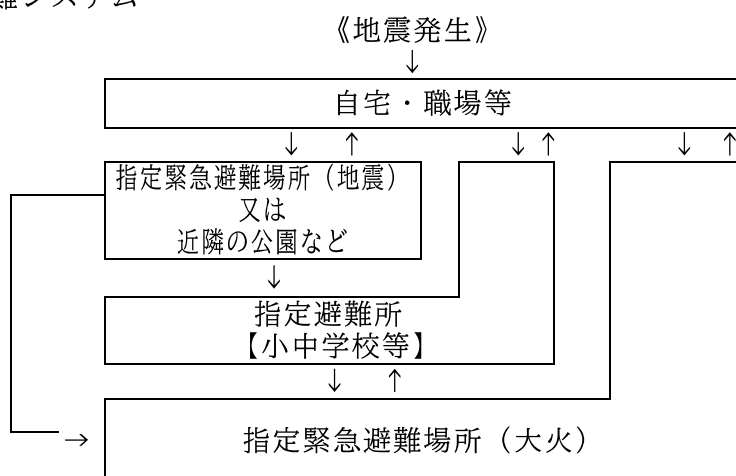
第1 避難システムと避難場所等の定義

《危機管理室災害予防課》

阪神・淡路大震災の教訓から、大規模地震時の避難システムについては、次の図のとおりとし、避難先は、指定緊急避難場所及び指定避難所に区分する。

指定緊急避難場所等の定義、基準については、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備」に定める。

●避難システム



（注）津波による浸水のおそれがある場合は、指定緊急避難場所（津波）又は浸水想定区域外へ避難し、目前急迫の浸水危険にさらされた場合は、浸水時緊急退避施設に緊急一時的に退避する。

（資料編）2-6-2 浸水時緊急退避施設一覧表

第2 指定緊急避難場所（大火）の整備

《危機管理室災害予防課》

人口集中地区を対象として配置バランスを考慮しながら、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準ずる地域等に、指定緊急避難場所（大火）を整備・確保する。

指定緊急避難場所（大火）の整備は、公園事業等により行う。

第3 避難場所等の防災機能の強化

《危機管理室、消防局警防課・予防課》

1 一時的な退避場所

(1) 整備機能

避難機能、応急対策活動支援機能

(2) 施設整備の基本方針

ア 地震発生直後に緊急避難する被災住民の安全を確保するため、オープンスペースを確保するとともに防火植樹を行う。

イ 消火活動を支援するため、火災危険度の高い地区に防火水槽を整備する。

(3) 施設整備メニュー

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防火水槽 (40t)	消防局	消防局	消防局	消防水利不足地域で火災危険度の高い地区から整備

2 指定避難所

(1) 整備機能

避難機能、情報収集・伝達機能、保健・医療・救護機能、応急対策活動支援機能、備蓄機能、物資供給機能、災害ボランティア活動機能等

(2) 施設整備の基本方針（「平成 25 年度広島市地震被害想定」等を踏まえて今後見直しを行う。）

ア 指定避難所と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、防災行政無線を整備する。

イ 飲料水や消火用水を確保するため、断水する危険性の高いデルタ部を中心に飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備する。

ウ 被災者の避難生活を支援するため、食料、毛布、簡易トイレ、自主防災組織が行う救助活動を支援するための資機材等を格納する備蓄倉庫を整備する。

(3) 施設整備メニュー（「平成 25 年度広島市地震被害想定」等を踏まえて今後見直しを行う。）

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防災行政無線	危機管理室	危機管理室	区役所	全指定避難所に 1 セットずつを基本
飲料水兼用型耐震性防火水槽	危機管理室	危機管理室 水道局	区役所・消防局 水道局 自主防災組織 災害ボランティア等	断水想定世帯の多い小学校に 1 基ずつを基本
備蓄物資	危機管理室	危機管理室	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	指定避難所に 200 人から 500 人分程度、1 セットずつを基本
備蓄倉庫	危機管理室	危機管理室	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	指定避難所に 1 基を基本
救助資機材	危機管理室	危機管理室	自主防災組織 災害ボランティア等	指定避難所に 1 セットずつを基本
防災資機材	危機管理室	危機管理室	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	指定避難所に 1 セットずつを基本

（注 1） 救助資機材は、スコップ 5、テコバール 2、万能おの 1、のこぎり 1、ロープ（30m）1、担架 1、ボルトクリッパー 1 を 1 セットとする。

（注 2） 防災資機材は、折りたたみ式リヤカー 1 台、手回し充電ラジオライト 1 台、発電機・投光器・コードリール 1 セット、目隠しテント 2 張、簡易トイレ用手すり 2 セットを 1 セットとする。

3 指定緊急避難場所（大火）

(1) 整備機能

避難機能、情報収集・伝達機能、応急対策活動支援機能、備蓄機能等

(2) 施設整備の基本方針

ア 避難場所と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、火災危険度の高い地区を中心に防災行政無線同報系を整備する。

イ 飲料水や消火用水を確保するため、断水する危険性の高いデルタ部を中心に飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備する。

(3) 施設整備メニュー

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防災行政無線（同報系）	危機管理室	危機管理室	危機管理室 区役所	全避難場所に 1 基ずつを基本
飲料水兼用型耐震性防火水槽	危機管理室	危機管理室 水道局	区役所 危機管理室 水道局 自主防災組織 災害ボランティア等	配水池の近接場所、水道水揚水不可能地区を除く全避難場所に 1 基ずつを基本

第4 多様な避難所の確保

必要があれば、あらかじめ指定した指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て開設する。

また、自主防災組織等は、浸水時緊急退避施設に加えて、必要に応じ、一時避難施設の確保に取り組む。

さらに、要配慮者や被災者の収容状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難先として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、各施設所管課等は、所管施設内における避難所のための生活スペースの確保に努めるものとする。その際、要配慮者等の状況に応じ、教育目的の使用との調整をあらかじめ図った上で、空調設備が整った教室等の活用を考慮する。

第5 避難路の整備

〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕

1 避難路の定義

避難路を「生活避難路」と「広域避難路」に区分し、以下のとおり定義する。

(1) 生活避難路

生活避難路は、避難場所等へ至る日常生活に密着した身近な道路で、消防活動や避難行動などに支障のない幅員（6m以上）を有する道路等である。

(2) 広域避難路

広域避難路は、延焼拡大のおそれのある市街地から指定緊急避難場所（大火）へ至る避難路で、広域避難上支障のない幅員（原則として15m以上）を有する道路等である。

2 避難路の整備《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課・東部地区連続立体交差整備事務所・都市整備局都市整備調整課》

(1) 生活避難路

生活避難路については、日頃から市民自らが「まち探検」等の防災点検を実施することにより、自宅から避難場所等に至る避難経路を確認するとともに、必要に応じて道路拡幅等の道路改良を行う。

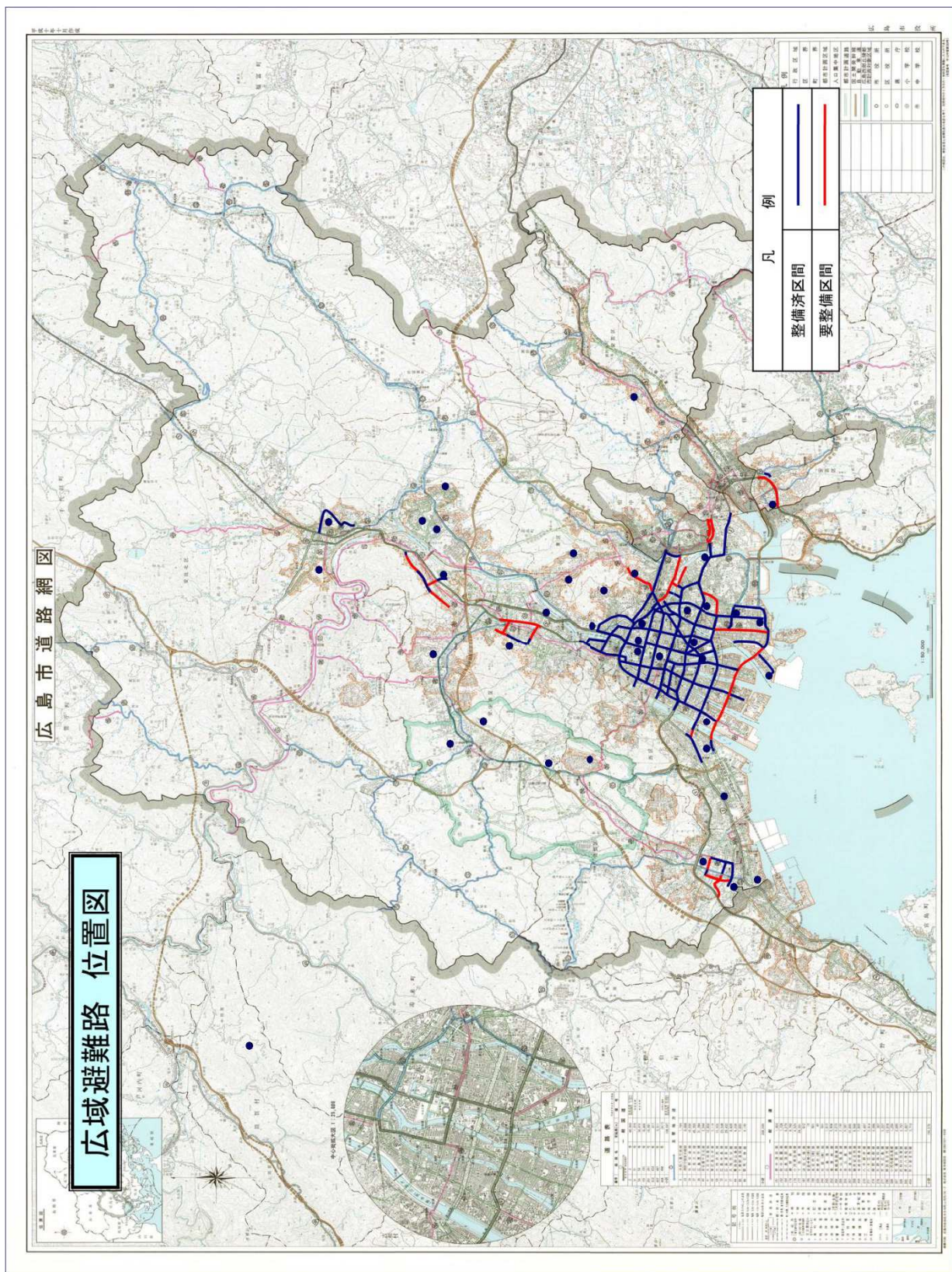
(2) 広域避難路

広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるように都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| ●（都）宇品観音線 | ●（県道）中山尾長線 | ●（都）東雲大州線 |
| ●（都）霞庚午線 | ●（都）青崎畝線 | ●（都）青崎草津線 |
| ●（都）駅前大州線 | ●（都）横川八木線 | ●南3区129号線 |
| ●（都）青崎池尻線 | ●（都）東野北下安線 | ●（都）長束八木線 |
| ●（都）観音井口線 | ●（都）矢野坂線 | ●（都）吉見倉重線 |
| ●（都）西原山本線 | ●（都）寿老地中地線 | ●（都）川の内線 |
| ●（都）畑口寺田線 | ●（都）松川宇品線 | |

〔参考〕整備済み路線

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| ●（都）駅前観音線 | ●（都）天満矢賀線 | ●（都）比治山庚午線 |
| ●国道2号 | ●（都）翠町東雲線 | ●（都）常盤橋若草線 |
| ●（都）常盤橋大芝線 | ●（都）御幸橋三篠線 | ●（都）三篠橋大芝線 |
| ●（都）基町佐東線 | ●（都）駅前吉島線 | ●（都）比治山蟹屋線 |
| ●南4区659号線 | ●（都）中島吉島線 | ●中3区74号線 |
| ●西2区28号線 | ●西2区9号線 | ●（都）紙屋町御幸橋線 |
| ●（都）中央線 | ●（都）未新開佐方線 | ●（都）旭町広島港線 |
| ●（都）鷹野橋宇品線 | ●（都）横川江波線 | ●（都）宇品海岸線 |
| ●（都）中広宇品線 | ●（都）中広線 | ●（都）段原蟹屋線 |
| ●安芸4区103号線 | ●（都）吉島観音線 | ●（都）比治山東雲線 |
| ●（都）矢賀大州線 | ●（都）可部大毛寺線 | ●（都）高陽可部線 |



第6 指定緊急避難場所等の周知

《危機管理室災害予防課》

指定緊急避難場所、指定避難所及び浸水時緊急退避施設や防災拠点などの所在地等について各種ハザードマップや広報紙、地理情報システム（GIS）、市ホームページ等に掲載し、家庭での防災会議等の開催を呼びかけて、市民へ避難場所等の周知を図る。

第7 指定避難所の運営体制の確立

《各区地域起こし推進課》

避難者が指定避難所において快適で円滑な生活を営むため、指定避難所ごとに、その運営についての具体的なマニュアル（指定避難所運営マニュアル）を定めておくものとする。

当該マニュアルの作成は、地域の自主防災組織を中心とし、区職員及び指定避難所となる施設の職員（学校教職員等）等が連携して行う。また、この検証訓練は、区役所及び自主防災組織が連携して実施する。

なお、消防署は当該マニュアルの作成及び検証訓練の実施に当たり、自主防災組織の育成指導の観点からこれを支援する。

第8 救援物資の備蓄・調達体制の整備

事業者や流通網に甚大な被害が及ぶような大規模災害発生直後においては、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないことから、指定避難所において緊急的に必要となる食料や飲料水、生活必需品等の救援物資について「災害救援物資備蓄・調達計画」を策定し、同計画に基づいて計画的に備蓄を行うとともに、発災からの経過日数に応じた食料等の調達体制を確立する。

1 備蓄体制の充実《危機管理室災害予防課》

平成25年度に実施した広島市地震被害想定調査では、最も被害が大きいと予測されている南海トラフ巨大地震が発生した際の避難所滞在者数を約17万2千人と想定しており、この調査結果から、避難所において発災直後から膨大な量の物資需要が発生するものと予想されるため、その対策として計画に基づき、食料や飲料水、生活必需品等の備蓄体制の充実を図る。

なお、本市が行う公的な備蓄に加え、家庭内、事業所で行う備蓄についても、災害発生時における被害を軽減する上では有効であり、自らの命は自らが守る（自助）の考え方の下、市民の責務として、3日分、可能であれば1週間分以上の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄が促進されるよう普及啓発に努める。

(1) 備蓄品目・数量

備蓄品目については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、協定を活用した調達や広域支援等により対応する。具体的な品目ごとの考え方や数量（目標）については、「災害救援物資備蓄・調達計画」に定める。

なお、備蓄物資は、数量や保管状況等の点検、動作試験等の実施に努めるとともに、保存期限等を踏まえて、適切に管理するものとする。

(2) 備蓄場所等

地震による橋梁の損傷や交通渋滞の発生による輸送の困難性及び発災直後の輸送人員の確保の困難性から、備蓄物資については、原則、避難者が避難生活を送る指定避難所に分散備蓄するとともに、備蓄方法については、コンテナ式備蓄倉庫等の設置又は余裕教室等の利用で対応する。また、指定避難所に備蓄できない物資については、広島市民球場（マツダスタジアム）防災備蓄倉庫等において集中的に備蓄する。

なお、粉ミルク・哺乳瓶が指定避難所において必要となった場合は、市立保育園（大町第二保育園を除く。）で循環備蓄しているものにより対応する。市立保育園の閉園日や夜間・休日には、市役所本庁舎や各区役所に備蓄する液体ミルクを活用する。

- (3) 備蓄物資に関する情報の公開等
備蓄物資の品目、数量、保管場所等について、ホームページ等で公開するとともに、備蓄物資の使用方法を分かりやすく明記した取扱説明書を防災備蓄倉庫へ配備する。
- 2 調達体制の確立《経済観光局地域産業振興課・農政課、危機管理室》
本市が行う公的な備蓄では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分な場合に備え、地震発生後3日目以降の物資を避難者に供給するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図り、物資調達体制を確立する。
- 3 応急給水体制の確保《危機管理室、水道局計画課、健康福祉局環境衛生課》
飲料水については、指定緊急避難場所（大火）又は小学校に整備する100 m³又は60 m³の容量を持つ飲料水兼用型耐震性防火水槽とともに、浄水場、緊急遮断弁付き配水池で対応する。
また、自主防災組織・ボランティアの協力を含めた各給水拠点からの配給体制を整備する。
さらに、こうした応急給水が避難所に行き届くまでの間、避難者に提供する必要最小限の飲料水の備蓄を進める。
なお、トイレ、洗濯等の生活用水については、災害用井戸登録制度を実施することで、確保に努める。

- (資料編) 2-5-1 災害救援物資備蓄・調達計画
2-5-2 食料・生活必需品の備蓄状況
2-5-3 感染症対策物資の備蓄状況

第15節 災害復旧・復興体制への備え

第1 各種データの整備保全

- 1 災害復旧・復興の円滑化を図るため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全に努める。また、企業等に対しても、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (1) 住民基本台帳、市税、福祉、国保・年金等の重要情報は、必要に応じてデータを複製し遠隔地で保管するなどのバックアップ体制を整備し、被災・滅失の防止対策を図る。
- (2) 市有施設等の財産管理者は、電子化やシステム化により管理台帳や図面等のデータの整備保全を図るとともに、施設の早期復旧のためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 公共土木施設の財産管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、複製やマイクロフィルム等により別途保存を図り、資料の被災の回避に努める。

第2 被災者等の生活支援の確立

地震災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等の財政的支援をはじめ、罹災証明の交付手続きの迅速化、被災者の恒久的な住宅確保のための支援施策等を確立する。

また、被災者の生活環境を保護するため、社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動等の支援施策を推進し、被災者の生活支援に備える。

- 1 生活関連物資の価格監視調査《市民局消費生活センター》
地震震災時における生活関連物資の便乗値上げ等に的確な対応が図られるよう、普段から継続して物価の価格監視を行う。
- 2 社会秩序の維持《市民局市民安全推進課》
警察、行政機関や防犯組合等との連携の下、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を通じ、市内の安全確保や環境浄化活動等による社会秩序の維持に努める。

第3 復興対策の検討・研究

《関係部局》

本市及び関係機関は、被災住民の生活再建や被災中小企業の経済的自立を図るため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金のあり方等災害復興対策についての検討・研究を行う。

また、今後、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、復興の理念や考え方、復興計画の策定に至るまでの行動手順や留意事項など、事前の復興計画を検討する。

第16節 要配慮者に係る災害の予防対策

災害時において自分の身体・生命を守るための判断や行動が特に困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら地域社会の中で共に生活できるように、災害予防対策の推進を図る。

第1 要配慮者の現況

《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、こども未来局こども未来調整課》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種 別	人 数（人）	資 料 出 所
高 齢 者（65歳以上）	311,094	住 民 基 本 台 帳(R7.3.31)
一人暮らし高齢者（65歳以上）	63,569	令和2年度国勢調査
心身障害者・児	※1 48,900	障 害 福 祉 課(R7.3.31)
精 神 障 害 者	※2 21,321	精神保健福祉センター(R7.3.31)
難 病 患 者	※3 10,756	健 康 推 進 課(R7.3.31)
乳 幼 児（0～6歳）	58,953	住 民 基 本 台 帳(R7.3.31)
外 国 人 市 民	23,297	住 民 基 本 台 帳(R7.3.31)

※1 心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※2 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

※3 難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。

第2 要配慮者に係る災害の予防対策

- 1 要配慮者世帯における防災対策の推進《健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》
 - (1) 防災指導の実施
在宅ひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした防火訪問を実施し、個別指導を行う。
 - (2) 住宅用防災機器等の普及促進
住宅用消火器、住宅用火災警報器、緊急連絡器具及び防災製品等の普及の促進を図る。
- 2 社会福祉施設・病院における防災対策の推進《健康福祉局高齢福祉課・介護保険課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課・指導課》
 - (1) 防災設備の設置促進等
実態に即した消防用設備等の設置促進及び維持管理の適正化を指導する。
 - (2) 防火管理体制の強化
夜間を想定した避難訓練等の実施を指導し、夜間における防火管理体制の強化を図る。
 - (3) 避難確保計画の作成・避難訓練の実施

地域防災計画にその名称及び所在地を定めた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成を求める。また、避難訓練の実施を促進させる。

(4) 非常用電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 外国人市民に対する防災対策の推進《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、救急・防災パンフレットを活用した外国人市民対象の防災講習会や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。

また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。

4 避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課》

(1) 連絡・通報体制の整備

非常通報装置の設置、ファックスの給付等により、緊急時の通報の迅速化を図り、速やかな避難・救護体制を整備する。

(2) 要配慮者情報伝達体制の整備

要配慮者の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、要配慮者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。

(3) 避難所の整備

要配慮者に配慮した福祉避難所を整備するとともに、必要に応じて一般の避難所に区画されたスペースを設けるなど、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める。

(4) 避難路の確保

要配慮者が指定緊急避難場所等まで安全に避難できるように、避難路に障害物等がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

5 バリアフリー化の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課、道路交通局道路課・公共交通政策部・交通施設整備部、各市有建築物管理担当課》

(1) 都市環境のバリアフリー化の推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが安全かつ円滑に避難し、利用できるよう、公共建築物・道路・公園等における段差の解消、スロープや手すりの設置など、都市環境のバリアフリー化を積極的に推進する。

また、公共交通機関等のバリアフリー化の促進支援に努める。

(2) 市民意識の啓発

民間建築物のバリアフリー化を一層促進するため、民間事業者や市民の意識啓発に努める。また、市民相互が助け合い、障害がある人もない人も、高齢の人も、若い人も、共に住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会づくりに向けた市民の介護支援意識の醸成を図る。

第3 避難行動要支援者に係る支援体制

《危機管理室危機管理課・災害予防課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・地域支えあい課》

1 避難行動要支援者の定義等

「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。

その範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設

等へ入所等している者は、原則として含まない。

- (1) 高齢者等（介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護３以上の者）
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法で規定されている身体障害者手帳１～２級又は肢体不自由３級の者）
- (3) 知的障害者（厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち㊤又はＡ判定の者）
- (4) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で規定されている精神障害者保健福祉手帳１級の者）
- (5) 難病患者（難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けているもの）

※上記に該当する者に準ずる状況にあって、自力での避難が困難であると市長が認める者は、対象とすることができる。

2 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 町内会・自治会
- (3) 地区社会福祉協議会
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 消防団
- (6) 地域包括支援センター
- (7) 障害者基幹相談支援センター
- (8) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報共有・管理の流れ

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・情報共有・管理

ア 福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者を全市で一括してリストアップし、それを基に避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができる。

(2) 同意確認

ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意を確認する。

イ アの同意を得た者について、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) (エ)の場所の災害（土砂災害、洪水、高潮、津波）の危険性の有無
- (ク) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画（避難場所や避難支援者等、避難に

必要な具体的事項を記載）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。

イ 個別避難計画は、要介護度や障害の等級等の避難行動要支援者本人の心身の状況及び世帯の状況並びに地域におけるハザードの状況を考慮し、計画作成の優先度が高いと思われる者について、避難支援等関係者などの協力を得て、作成する。なお、計画作成の優先度を判断する上で必要な場合は、高齢者地域支え合い事業などを活用する。

ウ 個別避難計画の作成に必要な個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取することとするが、当該計画の作成に必要と認める場合には、社会福祉施設等の民間事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求めることができる。

エ 個別避難計画は、平時から、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努め、避難支援者または避難支援等関係者などの協力を得て、計画に基づく避難訓練の実施を図るものとする。

オ 広島市の関係部局は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者などに対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿等に係る情報共有・管理に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者名簿、同意者リスト及び個別避難計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するための必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

イ 従前より作成している避難支援プラン及び「広島市における常時人工呼吸器使用患者の災害時の避難に係る個別避難計画作成要綱」に基づいて作成する計画は、個別避難計画と位置付ける。

(5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等

避難行動要支援者名簿及び同意者リスト並びに個別避難計画は、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。また、避難行動要支援者名簿及び同意者リストについては、福祉情報システム等を活用して、少なくとも年1回、追加・削除等を行う。

(6) 避難行動要支援者のうち、土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者宅等に迅速かつ確実に避難情報を伝達するため、防災行政無線屋内受信機、電話通知機能を設置する。

【地震に強い市民活動の推進に関する計画】

地震災害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、防災関係機関の地震対策の推進はもちろん、市民一人一人が自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、防災の主体は市民自身である、という自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、その後においても、初期消火、近隣の負傷者・要配慮者の介助や避難場所での自主的な活動などを行うことが重要である。

また、地震発生後の被害の拡大を防止するためだけではなく、街そのものを根本的に地震に強いものにするためには、住民が主体的に考えていくことが望まれる。

このため、第1節に定めるとおり、「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」により、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を中心とした地震に強い市民活動を推進する。

第17節 防災まちづくり

第1 防災まちづくりの概要

1 防災まちづくりの定義と目標

「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」を「防災まちづくり」と定義し、すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島創造をその目標とする。

2 防災まちづくりの必要性

災害時における地域住民の自主防災活動の体制づくりや家庭内で行う防災対策等についての従来からの自主防災組織の育成指導に加え、長期的な災害に強いまちづくり活動を推進するといった視点から、自主防災組織が主体となって防災まちづくりに取り組めるよう支援する必要がある。

また、自主防災組織の活動が活発になり、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修、防災訓練等の防災まちづくり活動だけではなく、地区住民が協同して道路環境の整備や面的基盤整備等の防災まちづくり事業に取り組もうという機運が高まった地区については、防災まちづくりについて検討する地元組織の設立を促し、その活動や各種事業を支援する必要がある。

第2 防災まちづくりのステップ

以下の4段階に分けて住民主体の防災まちづくりを推進する。

第1段階	《災害危険に関する情報の理解》 （「平成25年度広島市地震被害想定」等の情報収集及び理解、地震・防災マップの作成・公表） 行政支援担当：危機管理室災害予防課、都市整備局建築指導課
第2段階	《家庭内で行う防災対策や防災技術の習得、防災まちづくり活動への参加意欲の高揚》 （防災講習会・訓練への参加等自主防災活動への参加） 行政支援担当：危機管理室災害予防課、消防局予防課・消防署
第3段階	《防災まちづくりの実践1》 （自主防災組織による「防災マップ」作成、防災まちづくり方策の検討、 防災まちづくり活動（注1）の実施、指定避難所運営マニュアルの作成等） 行政支援担当：危機管理室災害予防課、消防局予防課・消防署、各区地域起こし推進課、 教育委員会事務局教職員課、小中学校等
第4段階	《防災まちづくりの実践2》 （地元組織による防災まちづくり方策の検討、関係部局による助言・指導、 防災まちづくり事業（注2）の展開等） 行政支援担当：面的整備関係部局、道路関係部局、公園関係部局、建築関係部局等

（注1）《防災まちづくり活動の具体例》

- 家庭内で行う防災対策（非常持ち出し品の準備、家具の固定、風呂水のため置き、水・食料等の備蓄等）の実施
- 建築物等の耐震化・不燃化（耐震改修、建替等）
- 住民個々による防災性の向上策（ブロック塀の生け垣化、防火植栽、建替時のセットバック等）の実施
- 住民の自主的・組織的な防災活動（防災資機材使用訓練・避難訓練・避難生活訓練等防災訓練、近隣企業との相互支援体制の確立、要配慮者対応、防災広報活動等）の実施

（注2）《防災まちづくり事業の具体例》

- 建築物の共同化・協調建替
- 小空地、広場の確保・整備
- 地区内道路環境の整備（細街路の拡幅、歩道の設置、角切り等街路の部分改良等）
- 防災空間の確保（延焼遮断帯、避難路、避難場所等の整備等）
- 市街地の面的不燃化（面的基盤整備、不燃化の促進事業、防火地域・準防火地域の指定等）

第18節 防災知識の普及

市民を対象とする防災教育、防災訓練等の効果を高めるためには、市民が自ら考え、学び、行動する「市民の防災に対する主体的な姿勢」の醸成が重要になる。このため、防災教育等の実施に当たっては、その冒頭において、自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の役割の重要性について、行政による「公助」の限界を踏まえつつ、説明し、市民一人一人が防災に対する意識を高め、防災教育等に主体的に取り組めるよう、明確な動機付けを行うものとする。

第1 災害危険に関する情報提供

《危機管理室》

「平成25年度広島市地震被害想定」を広く市民に分かりやすく伝えることにより、南海トラフ地震を含む災害危険に関する市民の理解を深め、防災意識の高揚を図る必要がある。

このため、要望のある自主防災組織等の研修会には積極的に職員を派遣し、市民への浸透に努める。

第2 市民に対する防災広報

《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課、動物愛護センター》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分程度、可能であれば1週間以上の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、防災情報（気象情報や災害情報）の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域の特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

1 広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震に関する一般知識（地震のメカニズム、本市の地震環境等）
- (2) 地震に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保及び避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、避難誘導アプリのダウンロード、出火防止対策、避難場所の確認、家庭動物との同行避難等）
- (3) 地震時における心得・地震時にとるべき行動（身の安全の確保、火の始末等）
- (4) その他必要な事項

2 広報の方法

主な広報の方法は、次のとおりとする。なお、要配慮者への広報に十分配慮する。

- (1) 本市の広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」及び社会教育施設の発行する広報紙等の活用
- (2) 本市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報の活用
- (3) 本市のテレビ・ラジオ広報番組及びニュースメディアの活用
- (4) テレビ・ラジオ、新聞等の報道機関への依頼
- (5) 各種ハザードマップ・パンフレット等印刷物の配布
- (6) 防災講演会・防災教室等の開催
- (7) 疑似体験装置等の活用
- (8) 広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVDの活用

第3 学校における防災教育

《教育委員会事務局健康教育課、消防局消防団室、危機管理室災害予防課》

地震防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で地震の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。その際、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。

また、消防団や自主防災組織等の協力を得ながら、避難（防災）訓練や安全に関す

る意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるように努める。

さらに、地域における避難場所等や、そこでの役割等についても児童生徒に指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

第19節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施

防災講習会の開催や防災訓練の実施等自主防災組織の育成・指導を通じて、地区住民による家庭内で行う防災対策や防災技術の習得を促進するとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の連携意識を醸成する。

第1 自主防災組織の実践活動の促進

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

実施担当：危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課・各消防署、市民局男女共同参画課
協力担当：各消防団、関係部局、(一財)広島市都市整備公社防災部

1 防災知識等の普及・啓発

災害時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム(GIS)の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD、「平成25年度広島市地震被害想定」等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

2 自主防災活動体制の充実強化

地震による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

このため、指定避難所に整備する防災備蓄倉庫に救出・救急救護活動に使用する下表の救助資機材を整備し、この救助資機材や初期消火に必要な資機材を活用した実践的な訓練を指導する。

また、地域の消防団や自主防災組織相互の連携強化、活動支援等により防災活動力の向上を図るとともに、自主防災組織と事業所・社会福祉施設との協定の締結等により、連携・協力体制を強化する。

指定避難所備蓄倉庫に整備している自主防災組織用救助資機材

資機材名	セット数	資機材名	セット数
テコバール	2	のこぎり	1
万能おの	1	スコップ	5
ロープ(30m)	1	ボルトクリッパー	1
担架	1		

3 自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー(防災士)の養成を行う。

養成後は、継続的に防災知識や技術を維持・向上させるためのフォローアップ研修や自主防災組織の活動に役立つ情報を掲載した「自主防災ひろしま」「たちまち防災」

の発行等により、地域防災リーダーが、防災訓練、防災研修会の企画・運営や、災害時の避難所運営等の地域の防災活動に円滑に携われるよう支援することで、次世代のリーダーの養成及び自主防災組織の充実強化を図る。

さらに、自主防災組織の会長や地域防災リーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を呼びかけるとともに、ホームページ等の各種媒体を活用した情報発信により、防災士養成講座への女性の受講を促すことで、女性の地域防災リーダーの養成を促進する。

4 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織の継続的かつ活発な活動を促進するためには、自主防災組織が活動しやすい環境を整備する必要がある。

このため、昭和61年度から開始した自主防災組織育成基金制度の充実・発展に努める。

5 自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信及び広島市の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等により住民の防災意識を高めるとともに、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「防災マップ」の作成、「指定避難所運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

さらに、避難体制の強化を図るため、実効性があり、かつ、住民の参加が期待できる避難訓練の実施に重点を置いて働きかける。

なお、「指定避難所運営マニュアル」については、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり福祉避難所との連携を図る。

第2 防災訓練の実施・指導

《危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、「平成25年度広島市地震被害想定」において示された具体的な被害予測を踏まえた内容で実施し、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と連携し、過去の災害教訓を踏まえた実践的な共同訓練等の実施により、組織体制の機能や連携、要請手続等の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

1 個別訓練の実施

地震災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の錬磨を図る。

2 広島市総合防災訓練の実施

毎年、防災週間（8月30日～9月5日）期間中の平日に、防災関係機関等の協力を得て、広島市総合防災訓練を実施し、災害応急対策の検証・確認（関係機関相互の連携強化、応急活動技術の向上）を行う。広島市総合防災訓練は、市災害対策本部運営訓練、捜索・救助・救護訓練、ライフライン応急復旧訓練、その他の訓練で構成する。

多数の防災関係機関等の参画が得られ、また多様な訓練を実施できるよう、風水害又は地震による大規模災害の想定（風水害想定を3年に2回、地震想定を3年に1回）で実施する。また、実践的訓練とするため、会場を分散して実施する。

3 区防災訓練の実施

区役所、防災関係機関、災害ボランティア、区民及び事業所等が連携・協同して各種の訓練を実施し、震災時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制を確立するとともに、区民の防災意識の高揚を図る。

4 学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

地域防災計画にその名称及び所在地を定めた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校へ避難確保計画の作成を求める。また、地域の特性を踏まえ、必要に応じて校外への避難訓練を行うなど、より実践的な防災訓練を実施し、学校・家庭・地域等における防災について児童生徒の実践的な能力と態度の養成を図る。

また、災害発生時における保護者への児童生徒の引渡し方法等についても学校の危機管理マニュアルに定め、保護者への周知徹底を図る。

5 防災訓練の指導・協力

防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮

《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・精神保健福祉課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努める。

第4 火災防止対策の推進

《消防局予防課・各消防署》

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒・落下・接触などにより、広域にわたって同時に火災が発生し、これが大火災となって延焼し、被害の規模を大きく助長する危険がある。特に、事業所はもとより、各家庭においては、自分の家から火災を出さない、拡大させないための工夫と身を守るための防衛策を日頃から講じておくことが大切である。

また、復興過程においては、特に停電後の通電再開による電気器具等からの出火危険もあるため、地震火災の防災対策を十分に考慮しておく必要がある。

1 出火防止対策

地震発生時には、火気使用設備・器具等が転倒落下あるいは可燃物がこれらに接触したり、また、強い衝撃によりスイッチが入ったり、破損した電気器具に通電し出火することがあることから、地震発生直後に出火防止のための処置を行うことで、地震火災の危険性は大幅に低減する。

このため、平常時における市民の火気取扱いに係る意識の向上はもちろんのこと、地震時の心得として「グラッときたら身の安全」を確保し、「すばやい消火 火の始末」を行うことを市民に徹底すべく、あらゆる機会を通じて広報に努めるとともに、安全暖房器具や防災製品等住宅用防災機器の普及を図る。

2 初期消火対策

地震時に万が一出火した場合は、出火直後に、市民、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等による初期消火活動が非常に重要である。

このため、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の普及を図るとともに、出火時に円滑な初期消火活動が行えるよう、地域や事業所における初期消火訓練等の指導を強化する。

第5 自主防犯組織の育成強化

《市民局市民安全推進課》

地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第20節 防災まちづくりの実践

第1 防災まちづくり活動の促進

《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》

「平成25年度広島市地震被害想定」を基に作成された小学校区ごとの震災リスクを示した「防災カルテ」等を活用し、自主防災組織を中心に、地区住民自らが自宅から指定避難所等までの道路の安全性や、避難時における地域の危険個所を確認しながら、地域ごとの災害危険情報を示した「わがまち防災マップ」の作成等を通じ、地域における防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。

また、その検討を踏まえ、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修、ブロック塀の生け垣化、防火植栽、建替時のセットバック、防災訓練等住民が独自に取り組める防災対策の積極的な推進を促すものとする。

併せて、円滑な避難行動ができるよう、自主防災組織は、高齢者・障害者・外国人・乳幼児等の要配慮者のうち、災害時の介助を必要とする要配慮者の把握に努めるものとする。

さらに、災害時の指定避難所の運営を自主的かつ円滑に行うことができるよう、自主防災組織、学校、区役所等が協同して、指定避難所運営マニュアルを作成するものとする。

自主防災組織の活動が活発になり、家庭内で行う防災対策や自宅の耐震改修等地区住民が独自に取り組める防災まちづくり活動だけではなく、地区住民が協同して道路の拡張等の整備や再開発事業等の面的整備等の防災まちづくり事業に取り組もうという機運が高まった地区に対しては、防災まちづくりについて自主的に検討する新たな地元組織の設立を促すものとする。

第2 防災まちづくり事業の推進

《関係部課》

設立された地元組織による防災まちづくり方策の検討に当たっては、道路整備や面的整備等に係る関係部局が適切な助言や指導を行い、事業の具体化に向けた地区住民の取組を支援する。さらに、土地区画整理事業、道路事業、都市防災構造化推進事業など、本市が主体となって実施する具体的な事業に発展した場合には、当該事業の関係部局は事業の推進に積極的に取り組む。

第21節 企業防災活動の促進

《危機管理室、消防局予防課・指導課、経済観光局経済企画課・中小企業支援課》

企業の防災意識の高揚を図り、地震災害時における初期消火、避難誘導等を行う自衛消防隊の育成・強化等、企業の防災活動の促進を図るとともに、平常時においても防災に対するあらゆる備えを企業自らが行っておくものとする。

第1 企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本市は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るため、企業防災マニュアルの作成等を実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対

して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

第2 企業の自衛消防活動の促進

地震時においては、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物、高圧ガス及び火薬類（以下本編において「危険物等」という。）の流出等、二次災害の危険性がある。企業にあっては、その職種や規模は千差万別であるが、使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、地震時における発災の危険性はより大きい。

このため、建物の構造や用途、使用状況等から起こり得る発災の危険を排除し、被害の軽減を図るべく事業所における防災対策の強化に努めるものとする。

1 消防計画の整備

企業の自主防災体制をより一層充実するため、災害時における発災の防止又は大規模地震等の被害の軽減等を盛り込んだ消防計画の整備を図り、災害時の対応に万全を期すよう指導する。

2 防災訓練の指導

企業の自衛消防組織が地震時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識や技術を身に付けておくことが大切である。

また、企業の自衛消防組織は、自衛のための活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うことが被害軽減のために効果的である。

消防局では、企業が定期的に行う初期消火、通報避難等の訓練に出向するとともに、企業の自衛消防組織により消火技術を競う自衛消防隊消防競技大会を毎年開催し、防災訓練や消防技術の指導を行ってきたところである。

今後とも、企業の自衛消防組織の訓練指導を実施するとともに、地域の防災訓練への企業の積極的な参加を促し、地域との連携活動が促進されるよう指導を図る。

3 防災意識の高揚

消防局では、企業が行う定期的な自衛消防訓練に合わせて、企業の参加職員に対して防災上必要な知識等について指導を行うとともに、防火管理講習会、専科講習会、危険物保安講習会等各種講習会を通じて、企業の防災意識の高揚を図ってきたところである。

今後とも、企業の防災意識をより一層高めるため、防災訓練や講習会等あらゆる機会を通じて啓発を図る。

4 予防査察の実施

企業における出火危険及び延焼拡大危険を排除するため、消防法に基づく予防査察を通じ、火気使用設備器具の安全管理、消火設備や避難施設の適正管理等について指導する。

5 危険物施設等の安全確保

危険物等を保有する企業における発災を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従業員への保安教育・訓練等による危険物取扱い等に対する保安意識の向上に努めるよう企業を指導する。

特に、法令で予防規程又は危害予防規程の制定が義務付けられている危険物施設等に関しては、震災対策の実効性の確保を図るよう指導する。

第3 事業継続計画の策定・運用の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。

本市は、「平成25年度広島市地震被害想定」に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。

本市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定・運用に努めるものとする。

本市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第22節 災害ボランティア活動の環境整備

災害時において、個人・団体等のボランティア活動や NPO・ボランティア団体による活動等が円滑に行われるように、平常時から地域団体、NPO・ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、日本赤十字社や広島市社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》

1 目的

大規模災害時における被災者の安全確保や生活支援等の災害ボランティア活動に係る諸問題の検討及び行政と災害ボランティア相互の連携を強化し、円滑な災害ボランティア活動が行えるように環境の整備を図ることを目的とする。

2 審議事項

- (1) ボランティア活動の役割・内容に関する事項
- (2) ボランティアコーディネートに関する事項
- (3) ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (4) ボランティア活動の支援に関する事項
- (5) ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (6) 災害発生時における市災害ボランティア本部の設置及び廃止に関する事項

3 会議のメンバー

（社福）広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、（公財）広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、（一社）ガールスカウト広島県連盟、（一社）広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島 西部地域協議会、（特非）ひろしまNPOセンター、SeRV広島、（特非）コミュニティーリーダー ひゅーるぼん、（特非）ANT-Hiroshima、カトリック広島教区 カリタス広島、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、（公社）青年海外協力協会中国支部、（特非）もりメイト倶楽部Hiroshima、（特非）ひろしま自然学校、（公財）広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市 等

第2 広島県社会福祉協議会との連携

《市民局市民活動推進課》

災害時には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、特別な資格・技能を要する災害ボランティアの調整等が行えるように、平常時から広島県社会福祉協議会等との情報交換及び調整に努める。

第3 災害ボランティアの受入体制

《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域共生社会推進課、各区分政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時においては、行政と災害ボランティア相互の連携及び災害ボランティア相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、平常時から、本市及び市・区社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ体制の迅速かつ適当な設置のための情報交換及び調整を行う。

第4 災害ボランティアの安全確保

《市民局市民活動推進課》

市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの安全が確保されるよう、活動に必要な情報提供を行う等の環境整備を図るものとする。

第5 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

《市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部を災害ボランティア相互の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出し又は提供を行うため、平常時から調整を行う。

第6 専門ボランティアの登録制度及びNPO・ボランティア団体の情報把握

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、平常時から、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を有する職員を把握し、本人の意思に基づいて専門ボランティアとして登録するとともに、同様の資格・技能を有する市民の専門ボランティアの把握については、登録制度の活用も含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら検討するものとする。

また、NPO・ボランティア団体の情報についても、広島県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

第7 ボランティア保険制度

《市民局市民活動推進課》

災害ボランティア活動中の事故による負傷等に備えて、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険への加入について普及・啓発を図る。

第23節 災害教訓の伝承

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、自然災害伝承碑等も活用しつつ啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

市民においては、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

第24節 帰宅困難者対策

《道路交通局公共交通政策部、危機管理室災害予防課、都市整備局都市機能調整部》

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。

このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

- 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。
- 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。
- 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。

- 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。
- 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。
- 6 「平成 25 年度広島市地震被害想定」を踏まえ、一時滞在施設の追加確保に努める（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を行う対象施設は、資料編 2－6－3 のとおり。）。
- 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。
- 8 都市再生特別措置法に基づき都市再生安全確保計画が策定された地域については、同計画に基づいて対応する。

第 2 5 節 安否確認対策

《危機管理室災害予防課》

大規模災害が発生した場合に、家族・友人等の安否や事業所等における従業員や顧客、従業員の家族等の安否を確認する手段として、電気通信事業者の「災害用伝言ダイヤル 171」や「災害用伝言板サービス」、「災害用音声お届けサービス」などの活用方法について、市ホームページや防災パンフレット等により周知し、利用促進を図る。

第 2 6 節 広域的な受援体制の整備

《危機管理室危機管理課》

災害により本市が被災した場合に、大都市等との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れを効果的に行うため、情報連絡体制、集結場所及び活動拠点、活動内容等の調整、宿泊施設及び応援職員への対応等を定めた「広島市受援計画」に基づいた受入を行う。同計画は、協定等の見直しなどを受け、適宜必要な修正を行う。

（資料編）2－13－1 広島市受援計画

第 2 7 節 業務継続計画の策定

《危機管理室危機管理課》

災害発生時において、限られた人的・物的資源（職員、庁舎、ライフライン、情報システム等）を効率的に活用し、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務など「非常時優先業務」の早期着手や業務レベルの向上を図り、市民の生命、身体、財産及び生活等の保護を図るため、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなど、必要に応じて計画の改定を行う。

【調査研究に関する計画】

第 2 8 節 震災に関する調査研究

《危機管理室》

地震災害は、構造物の破壊、火災、水害等の複合する災害であり、とりわけ都市部における被害の大きさは、計り知れないものがあり、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害の予測及びその防止対策等について科学的かつ総合的に調査研究することにより、少しでも被害を軽減するための震災対策を推進していく必要がある。

このため、本市では、昭和 57～60 年度にかけて「広島市地震被害想定調査」を実施し、また、その後の社会・自然条件の変化、己斐断層による直下型地震の可能性、ライフライン

の被害等を勘案した「広島市大規模地震被害想定調査」を平成 7～8 年度において行った。

また、平成 19 年度において、五日市断層の断層距離の修正や新たな被害想定手法の確立等を踏まえ、平成 18 年度広島県が発表した「広島県地震被害想定調査」を基に、行政区又は小学校区ごとの詳細分析をするため、「平成 19 年度広島市地震被害想定調査」を実施した。

さらに、東日本大震災を受けて、国が検討した被害想定の手法等を踏まえ、平成 25 年度に広島県が公表した「広島県地震被害想定」を基に、行政区・小学校区単位での被害等を推計し、「平成 25 年度広島市地震被害想定」を取りまとめた。

その想定結果については、震災対策の基礎データとして、本計画に反映させるとともに、市民説明会等を通じて市民への情報提供を積極的に行ってきた。